

1 子ども・若者の巣立ちを応援
(1) 心身ともに健やかな成長を促す環境づくり
(ア) 啓発による子ども・若者の被害・加害防止
【取組の方向性】
 子ども・若者本人はもちろん、保護者に対しても、危険に関する事柄や安全に生活するために必要な事柄に関して、また、人権や性に関して理解を深めるための教育・研修・情報提供を進め、トラブルの未然防止を図ります。
(イ) パトロール等による子ども・若者の被害・加害の防止
【取組の方向性】
 防犯ボランティア団体等が行う自主防犯パトロール活動や、少年補導センターによる街頭補導を推進します。また、インターネット上のトラブルを防止するための監視を実施します。
(ウ) 環境整備による子ども・若者の被害の防止
【取組の方向性】
 子ども・若者の被害防止に向けた環境整備を推進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
(ア)インターネット上の危険への対策 (イ)インターネット上のパトロールの実施 (ウ)ペアレンタルコントロールの推進	インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業	保護者と子どもたちに対し、民間（関係企業・団体等）と連携して、電子メディア機器とのよりよい接し方についての教育啓発を図る。 ・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業：子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を企画・実施する。 ・鳥取県インターネット問題予防対策事業：情報モラル、リテラシー、シチズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、児童生徒への授業と教職員研修・保護者研修を行う。また、情報モラル等の指導ができる者の育成を図るため養成講座を実施する。 ・インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業：ケータイ・インターネット教育推進員派遣（派遣先：幼保の保護者研修会等）、研修（派遣人材の育成）、乳幼児保護者向け啓発活動	・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会を開催。啓発資料「電子メディアとの付き合い方学習ノート」の内容を検討し、県内全児童生徒へ配布予定。 ・鳥取県インターネット問題予防対策事業により、19校に情報モラル教育についての専門的知識を有する講師を派遣。 ・インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業により、13の施設・団体で出前講座を実施。 ※以上いずれもR5.9.7時点	4,671	社会教育課	1
	子どもたちを守るためのネットパトロール事業	インターネットの誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をNPO法人に委託する。 ・月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、教育委員会に報告 ・監視結果の傾向や対策の分析を行い、事業報告書として提出するほか、事業成果を情報提供 ・SNSサービス提供者等への削除依頼	自死をほのめかず書き込みなどを発見し、関係機関と連携を図り、児童生徒を守るための対応を迅速に行った。	1,091	いじめ・不登校総合対策センター	2
	青少年育成推進事業（青少年健全育成条例普及啓発事業）	青少年のインターネット利用を保護者が管理・制限する措置（ペアレンタルコントロール）の実施について県民に対する啓発活動を行う。（SNSトラブル防止標語の募集、普及促進）	・小中高の夏休みにあわせてSNSトラブル防止標語『とりのからあげ』ポスターデザイン・動画コンテストを委託実施し、44点の応募を得た。今後、大賞となった作品ポスター等を作製し、展示・啓発を行っていく。 ・10月14日に「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムin鳥取」を共催し、1人1台端末時代のネットルールについて、こどもパネリスト等による討議を実施。	1,190	家庭支援課	3
(ア)(ウ)薬物乱用防止	薬物・毒劇物総合対策事業	◆麻薬等の薬物の製造及び販売に関わる者への指導・監督、及び使用する者への適正使用への理解促進と普及啓発等を行うとともに、麻薬中毒者への措置入院を行う。 ◆危険ドラッグ等の薬物の規制取締、啓発活動等を行う。 ・中学、高校における薬物乱用防止教室の達成率向上 ・啓発資料の作成（リーフレットなど） ・薬物乱用防止講演会の開催 ・指導員による地域活動等を活用したミニ講演会 ・「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発	啓発リーフレットの作成・配布（令和4年度は大麻に重点を置いた内容とし、中学生全員に配布）、薬物対策専門員による各種学校での講習、鳥取ダルクの協力を得て薬物乱用防止教室を開催した。また、高校生ボランティア等の参加による「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーンを県内2箇所で開催した。	1,094	医療・保険課	4
	児童生徒健康問題対策事業	薬物乱用防止教育研修会の実施（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教職員等を対象に年1回開催）	12月に動画配信による研修会を計画中。	1,703	体育保健課	5
(ア)(ウ)児童虐待防止	児童相談所費	・児童相談所運営費（児童相談など各種相談活動を実施） ・児童相談に関する情報管理を行う「児童相談システム」の保守管理 ・虐待の影響で不適応を起している児童等を支援するため遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施	児童相談所の職員を対象とした各種研修への参加を通して、職員のスキルアップを図った。また、児童相談システムを運用し、相談情報等の管理を行っている。	19,053	家庭支援課	6

	児童相談所体制整備事業（虐待発生後フォローアップ事業）	児童問題、特に児童虐待に対応する人的な充実を図るとともに、より充実した専門的な支援を提供できるよう、弁護士等の支援を提供する体制を構築する。 ・児童虐待対応協力員の配置（各児童相談所に2名配置） ・弁護士への法律相談 ・弁護士への個別案件の依頼 ・未成年後見人の報酬補助	法的に解決しなければならない児童虐待事例に対して、弁護士に依頼することで迅速かつ的確に対応している。また、未成年後見人に対しては、月額20千円を限度として報酬の補助を実施している。	13,228	家庭支援課	7
	児童相談所体制整備事業（児童虐待防止広報啓発強化事業、地域で子どもを守る推進事業）	児童虐待防止普及啓発キャンペーン等の企画・実施を外部機関に委託し、効果的な広報啓発を実施する。また、将来世代応援知事同盟に基づき、地域における児童虐待防止に向けた機運の醸成を図るため、子ども見守りサポーター及びヤングサポーターの養成並びに虐待防止全力宣言企業の認定を行う。	児童虐待防止啓発のために啓発物品を配布、講演会を開催する予定。	3,134	家庭支援課	8
	児童相談所体制整備事業（児童虐待防止対策研修事業）	児童相談所及び施設職員、市町村職員や保健師、保育士等に対してそれぞれの職種に応じた児童虐待に関する研修会を開催し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に必要な関係機関職員の資質向上を図る。また、一機関のみの対応では困難な児童虐待事例について、支援を提供している専門機関が集まり、効果的な援助の方法を検討する。 ・要保護児童対策地域協議会調整機関専門職研修 ・児童相談所職員等への県外講師などによる専門的研修 ・児童虐待事例検討会 ・ペアレントトレーニング ほか	オンラインにて市町村職員や、施設職員を対象にした研修を開催した。 （計8回）また、児相や施設職員を対象とした若者の自死予防を目的とした研修を開催した。今後施設内虐待予防を目的とした研修を開催予定。	1,136	家庭支援課	9
	児童相談所体制整備事業（児童虐待防止関係機関援助体制充実事業）	市町村・児童福祉施設等、児童の支援に携わる者がより効果的な援助のあり方、児童虐待に対する取り組みを協議する連絡会を開催し、関係機関の連携強化及び虐待の早期発見・早期対応における広域的（全県的）な体制づくりを推進する。	市町村、児童相談所、児童福祉施設等の児童の支援に携わる機関が児童虐待に対する取組を協議するための連絡会等を実施予定。	24	家庭支援課	10
	（新）児童相談所ケース対応力強化事業	・児童相談所業務にICTを活用し、タブレットなどを使った迅速な情報共有や事務手続きの簡素化などにより業務の効率化することにより、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保し、ケースへの対応力の向上を図る。 ・鳥取県児童養護施設協議会が実施する困難ケース等への外部講師によるコンサルテーションを受ける経費や、研修会等にかかる経費を補助する。	・ケース会議録の作成等、ICTを活用したシステムを導入予定。 ・新任職員や中堅職員等の階層別研修の実施や、希望する施設に、生活支援や心理療法等のスキル向上のため、専門家による継続的助言指導を実施。	14,229	家庭支援課	11
	一時保護所費	児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために行う、一時保護に要する経費	緊急保護、行動観察、短期の治療指導のために一時保護を実施している。また、一時保護児童に対しては、各々の学力に合わせた学習指導を行っている。	51,160	家庭支援課	12
	主任児童委員費	主任児童委員の設置に要する経費	県内の主任児童委員に対し、1人あたり年額60,200円の報酬の支払いを予定している。また、11月に主任児童委員を対象とした研修を実施予定。	8,031	家庭支援課	13
	児童家庭支援センター運営事業	地域の児童や家庭からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対して心理療法・カウンセリング等を行う「児童家庭支援センター」の運営経費を補助する。	児童家庭支援センターの運営に必要な経営費を補助する予定	70,261	家庭支援課	14
(ア)成年年齢の引下げに対応した消費者教育の推進 (ウ)消費者被害の防止	消費生活センター事業費	・大学と連携した「くらしの経済・法律講座」を開催する。 ・県民向け消費生活啓発講座へ講師を派遣する。	・くらしの経済・法律講座：3大学等 ・啓発講座への講師派遣：8回（予定含む）	27,992	消費生活センター	15
	身近な消費生活相談窓口機能強化事業	・広域的な消費生活に関する相談及び苦情等の対応を行う消費生活センターを設置運営する。 ・インターネットを介した消費生活トラブルの被害防止のため、携帯電話会社及び市町村等と連携し、スマートフォンやネットの注意点等、トラブルに巻き込まれない対処法を身に着けるスマホ講座を実施する。	・県消費生活センターの相談室を県内3か所に設置し運営。 ・スマホ講座：13回（予定含む）	36,029	消費生活センター	16
	特殊詐欺・悪質商法被害防止対策推進事業	・SNSを活用した若者への消費者被害防止啓発事業（消費者トラブル防止動画コンテスト）を実施する。	・動画作品募集中（募集期間：R5.9.1～11.30）	3,300	消費生活センター	17

	生活安全活動運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪予防及び犯罪等の捜査活動に要する経費 ・犯罪被害防止のための情報発信及び各種防犯イベントを開催するなど地域安全活動の推進に寄与している「鳥取県防犯連合会」の活動に対する助成 ・特殊詐欺被害防止に関する専門的知識を有する警察官OBを会計年度任用職員として雇用し、特殊詐欺被害防止のための諸活動を実施するための経費 	<p>【鳥取県防犯連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯ポスターの作成、機関誌の発行のほか、県民の自主防犯意識の高揚を目的とした「地域安全フォーラム」を開催（10月18日開催予定） 【特殊詐欺被害防止アドバイザー】 ・特殊詐欺被害防止アドバイザー3名により、特殊詐欺被害防止講習、金融機関等への立ち寄り、コンビニエンスストアでの水際阻止訓練等を実施 	15,159	警察本部生活安全企画課	18
(ア)交通安全対策	交通安全対策推進事業	交通事故のない地域社会を実現するために、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進し、交通事故の抑止を図る。また、鳥取県交通安全対策協議会の活動経費を助成し、国、市町村、関係機関及び団体と連携して交通安全対策を実施する。 ・交通安全運動等の啓発用品、ポスター作成し交通安全意識を啓発 等	鳥取県交通安全対策協議会に助成し、第55回鳥取県交通安全県民大会の開催、高齢者交通安全安全啓発物品の作成・配布等を行い、交通事故防止を図っている。	7,262	くらしの安心推進課	19
	学校安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車ヘルメット着用推進（学校への交通安全教育への専門家等派遣、自転車ヘルメット着用啓発） ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガード・リーダーの巡回指導・助言や学校安全ボランティア等による子守り活動などの交通安全、防犯活動に対する取組を実施する市町村に支援） 	各学校においてスクールガードリーダー、ボランティア等関係者及び関係機関と連携した登下校時の子ども見守り活動を実施している。	4,250	体育保健課	20
	交通安全対策費	交通事故のない地域社会を実現するために、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進し、交通事故の抑止を図る。また、関係団体に活動経費を助成し、関係機関及び団体と連携して交通安全対策を実施する。	<p>【交通安全教育】</p> <p>年齢・心身の発達段階や地域の実情に応じて、安全に道路を通行するために必要な知識や技能の習得及びその必要性についての理解が深まるように努めた。</p> <p>【交通安全運動】</p> <p>関係機関・団体等と連携の上、各期の交通安全運動を通じて、交通安全意識の高揚に努めた。</p> <p>【交通情報提供】</p> <p>交通事故の発生状況について、テレビ、県警ホームページ、交番速報(チラシ)などにより情報発信を行った。</p>	17,380	警察本部交通企画課	21
(ア)様々な不審者事案や犯罪被害、性被害の防止 (イ)地域で行う防犯パトロールの実施	犯罪のないまちづくり普及啓発事業	通学路の見守り活動など地域の自主防犯活動の活性化、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭キャンペーン、防犯リーダー研修、防犯施設認定及び青色防犯パトロール等の活動を推進することにより、県民の防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。 ・県民の総合的防犯意識啓発 ・地域安全フォーラム開催補助金 ・防犯リーダー研修会の開催 ・優良防犯施設認定制度の促進 ・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催 ・青色防犯パトロール活動促進事業	盗難防止の日(10/7)にちなんで、関係機関、団体と連携して街頭キャンペーンを実施予定。	1,731	くらしの安心推進課	22
	犯罪被害者等相談・支援事業	犯罪被害者等に対して見舞金を支給する市町村を支援するとともに、犯罪被害者への行政関係者の理解を促すための研修会を開催する。 また、24時間・365日の電話相談対応を行う性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)の運営費を助成し、被害にあわれた方の心身の負担を可能な限り軽減し、早期回復につなげていく。	性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)の運営経費を助成し、電話・面接相談や医療・法的支援等を行い、被害にあわれた方の心身の回復につなげている。	24,737	くらしの安心推進課	23
	児童生徒健康問題対策事業	児童生徒がいのちの大切さや尊さに気づき、自分を大切にし、相手を思いやる心を育むことをねらいとし、産婦人科医師や助産師等の専門家を県立高校に派遣する。	県立学校33校(分校含む。)のうち26校が実施を予定し8校が実施済。	1,703	体育保健課	24
	声かけ事案などの不審者情報への対応	子どもや女性を対象とした性犯罪等の被害を未然に防止するため、声かけ・つきまとい等の前兆事案への対応能力の向上を図る。	保育園、幼稚園、学校などの子どもに関わる施設での不審者対応訓練、防犯標語「いかのおすし」に基づいた教養等による防犯意識の高揚及び不審者事案発生時における地域防犯ボランティアと連携したパトロールなど通園・通学路の見守り活動を実施	-	警察本部生活安全企画課	25

	声かけ事案などの不審者事案に対する先制・予防的活動	子どもや女性を対象とする誘拐・性犯罪等の前兆事案である声かけ事案などの不審者情報に対し、行為者の早期特定と解決に向けた活動を推進するとともに、発生状況を専門的に分析し、その分析結果に基づく不審者情報の発信、通園・通学路対策など子どもを犯罪から守る活動を推進する。	計画のとおり、適正に対応している。	—	警察本部 少年・人身 安全対策課	26
	危機管理情報運用事業	県、市町村等が、防災・危機管理情報や防犯情報などを利用者（県民）に対して、あんしんトリピーメール、あんしんトリピーなびのお知らせとして一斉配信する。	あんしんトリピーメール、あんしんトリピーなびを活用して、防災・危機管理等に関する情報を県民等に的確に提供した。	22,865	危機対策・ 情報課	27
	犯罪被害者支援事業	犯罪被害者等に対する精神的、経済的負担の軽減、被害者支援への理解を増進するための広報啓発等の各種施策に要する経費 ・鳥取県警察被害者支援カウンセラー制度の運用 ・身体犯被害者の医療費、精神科等の受診費用等の公費負担制度の運用 ・#8103の広報 ・命の大切さを学ぶ教室の開催 ・犯罪被害者民間支援団体交付金 ・犯罪被害者緊急避難場所確保事業補助金	【精神的・経済的支援】 犯罪被害により犯罪被害者等が負担する医療費、精神科等の受診費用を公費負担した。 また、精神的負担の大きい被害者に対し、部外カウンセラーによるカウンセリングを実施した。 【広報啓発】 県内の中学校、高校において、犯罪被害者遺族による講演「命の大切さを学ぶ教室」を開催した。 （令和5年8月末現在、中学1校） 【民間被害者支援団体への支援と連携】 民間被害者支援団体である「とっとり被害者支援センター」に対し、同センターの活動経費のための費用を交付した。	14,992	警察本部 広報県民課	28
	【再掲】生活安全活動運営費	・犯罪予防及び犯罪等の捜査活動に要する経費 ・犯罪被害防止のための情報発信及び各種防犯イベントを開催するなど地域安全活動の推進に寄与している「鳥取県防犯連合会」の活動に対する助成 ・特殊詐欺被害防止に関する専門的知識を有する警察官OBを会計年度任用職員として雇用し、特殊詐欺被害防止のための諸活動を実施するための経費	【鳥取県防犯連合会】 ・防犯ポスターの作成、機関誌の発行のほか、県民の自主防犯意識の高揚を目的とした「地域安全フォーラム」を開催（10月18日開催予定） 【特殊詐欺被害防止アドバイザー】 ・特殊詐欺被害防止アドバイザー3名により、特殊詐欺被害防止講習、金融機関等への立ち寄り、コンビニエンスストアでの水際阻止訓練等を実施	15,159	警察本部 少年・人身 安全対策課	29 (18)
	地域学校協働活動推進事業	地域住民等の参画により、学校の教育活動を行う仕組みをつくり、登校時の見守り等様々な活動を実施したり、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するために、放課後や週末、長期休暇中に小学校の余裕教室や公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。	放課後子供教室関係者が安全管理についての知識や技術を高める放課後子供教室安全管理研修会を実施した。	55,695	社会教育課	30
(ア) デートDVの防止	DV被害者等総合支援事業	・婦人相談所等に心理療法の技術を有する職員を配置し、配偶者や恋人等からの暴力被害者に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図る。 ・女性に対する暴力をなくす運動の実施 ・主に高校生を対象にしたデートDV予防学習会の実施 ・学校や市町村等が実施するDV研修への講師派遣 ・DVやデートDVの防止に関する啓発リーフレットの作成、配布	地域・学校等でDVの予防啓発活動及び相談支援が行える支援員を養成し、支援員を高等学校でのデートDV予防学習講師等として派遣している。 ・11月のDV防止月間にパネル展示、街頭キャンペーンを行う予定	31,871	家庭支援課	31
	鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	・DV、デートDVに関する予防啓発活動及び相談支援を行うことのできる鳥取県DV予防啓発支援員（以下「支援員」）を養成し、高等学校等でのデートDV予防学習会及び地域等でのDV予防研修会に講師等として派遣を行う。 ・支援員の活動体制の整備と資質向上の企画実施を行う。	・デートDV予防学習会への支援員派遣回数…53回 ・DV予防研修会への支援員派遣回数…1回 ・各圏域支援員連絡会開催回数…4回 (R5年9月20日時点)	2,262	福祉相談センター	32
	DV被害者等総合支援事業	・DV被害者等の保護及び支援体制の強化を図るための関係機関職員研修、DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV加害者更生のための電話相談窓口設置	・11月のDV防止月間にパネル展示、街頭キャンペーンを行う予定	31,871	家庭支援課	33
(ア) 健やかな妊娠・出産を応援	(新) 出産・子育て応援交付金	・市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。	各市町村が行う子どもの学習支援に対して経費の補助の実施。広域システム開発の是非について市町村と意見交換中。	191,986	家庭支援課	34

	健やかな妊娠・出産のための応援事業	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進め、安心・安全な妊娠・出産等の支援の充実を図る。 ・安心・安全な妊娠・出産支援及び教育・相談体制の充実 ・思春期からの妊娠・出産等に関する正しい知識の普及の充実 ・新型コロナウイルスに感染した妊産婦への助産師等による寄り添い支援	鳥取県助産師会等に委託し、妊娠・出産支援及び教育・相談体制の充実・思春期からの妊娠・出産等に関する正しい知識の普及の充実を行った。 ※新型コロナウイルスに感染した妊産婦への助産師等による寄り添い支援は、国補助の廃止に伴い廃止	12,078	家庭支援課	35
	母子保健指導振興費	妊娠、出産及び育児に関する相談に対して、必要な指導及び助言を行い、市町村、関係団体の活動を支援すること等により、母子保健活動を推進する。	市町村、関係団体等が実施する母子保健事業の推進を図るため、事業の広域調整、人材育成等を実施し、業務委譲後の体制整備を行っている。	1,086	家庭支援課	36
	産前産後のパパママほっとずつと応援事業	産後うつ及び児童虐待を防止するため、産後に強い育児不安を抱えているにも関わらず家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない者に対して支援を行う産後ケア事業の利用を促進する。また、産後ケア事業を利用をしていない産婦や、事業の対象とはならないまでも孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消するため、地域・家庭における心の休息（レスパイト）のとれる居場所づくりを行う。 ・産後ケア無償化事業 ・助産所施設・設備整備事業 ・地域の助産所等による妊産婦への寄り添い支援事業 ・新米パパに贈る子育て教室	・産後ケアの利用をためらうことがないよう、利用料の無償化を行っている。合わせて、産後ケア施設充実のために宿泊型産後ケアを行う助産所に施設整備補助を行った。 ・また、鳥取県助産師会に委託し、助産所のオープンデーの開催や、新米パパ向けの子育て教室を実施している。	10,765	家庭支援課	37
(イ) 非行の防止、立ち直りの支援	青少年育成推進事業（少年補導センター補助金）	街頭補導等を行う県内3か所の少年補導センターの活動への助成	少年補導センターを設置する鳥取市、倉吉市、米子市に対し、少年補導センター補助金を交付した。	1,029	家庭支援課	38
	青少年育成推進事業（青少年育成鳥取県民会議補助金）	青少年健全育成のための人材確保、育成機能を有し、市町村民会議と連携しながら全県を対象に活動している「青少年育成鳥取県民会議」の運営費・事業費を助成	令和5年度青少年育成鳥取県民会議補助金を交付し、県民会議の運営費・事業費を助成している。	9,272	家庭支援課	39
	少年サポートセンターの運用	少年問題に関する専門的な知識と経験を有する少年警察補導員が、少年の問題行動に関する相談や犯罪の被害（児童虐待、いじめ等による被害を含む）に関する相談などに応じ、少年の「立ち直り」に向けて、少年への支援、環境の調整等を行う。	計画のとおり、適正に対応している。	—	警察本部 少年・人身安全対策課	40
	スクールサポーター制度	警察OBが県内すべての小、中、高校を訪問し、学校における少年の問題行動等への対応、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う（10人のスクールサポーターが、鳥取・倉吉・米子の3警察署に配置）。 ・少年の非行防止・立ち直り支援等 ・学校等における児童等の安全点検 ・非行・犯罪被害防止教育の支援 ・地域安全情報の把握と提供	計画のとおり、適正に対応している。	—	警察本部 少年・人身安全対策課	41
	生活安全活動運営費	・少年の立ち直り支援に向けた体制強化を図るため、少年警察補導員を少年支援の専門機関等が主催する研修へ参加させるための経費 ・立ち直りの継続支援に係る、少年の規範意識の向上と社会の一員としての意識の涵養に資することを目的とした体験活動の活動経費 ・少年警察ボランティアの委嘱に基づく活動経費 ・大学生ボランティアの委嘱に基づく活動経費	計画のとおり、適正に対応している。	15,159	警察本部 少年・人身安全対策課	42
	(ウ) 鳥取県青少年健全育成条例に基づく有害環境の実態把握	青少年育成推進事業（青少年健全育成条例運用事業）	・「青少年健全育成協力員」50名に委嘱し県内の有害環境等の実態を把握 ・カラオケボックス・インターネットカフェ等の深夜営業施設や、インターネット接続機器の販売事業者、携帯電話ショップ、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等への職員による立入調査の実施	・49名を青少年健全育成協力員に任命した（令和5年度から2年間）。 ・本年度はインターネット接続機器の販売事業者、携帯電話ショップを中心に、全県で立入調査を実施予定。	413	家庭支援課
(ウ) 労働関係トラブルの防止	労働者福祉・相談事業	鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）を県内3か所に設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行い、労働問題の未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・中小企業労働相談所（みなくる）において、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して、助言・情報提供等を実施。（令和5年8月末現在：1,322件） ・基礎的な労働関係法令等に係るセミナーを県内3地区で開催。（同8月末現在：3回、延べ98人参加） ・高等学校等教育機関からの要請に応じて出前セミナーを実施。（同8月末現在：4回、延べ144人参加）	34,071	雇用・働き方政策課	44

働きやすい鳥取県づくり推進事業	県内企業が「働きやすい職場づくり」と「生産性向上」を両輪とした「働き方改革」の具体的な取組を進めるため、国・支援機関との連携、セミナーによる普及啓発、企業の課題に応じた専門家派遣による基盤づくり支援等を行う。	・多様な人材活用等に係るセミナー（R5.2）、多様な働き方セミナー（R5.10）、雇用手シエラ啓発セミナー（未定）を実施予定 ・就業規則等整備支援のため専門家（社会保険労務士）を派遣：男女共同参画推進企業認定51件、多様な働き方3件（R5.4～9月末現在） ・雇用手シエラ契約締結支援のため専門家（弁護士）を派遣 ・企業・雇用手サポートチーム会議での専門家による企業への助言を実施 ・企業の働きやすい職場づくりに対し補助金を支給：R4採択/R5実施4件（うち3件は事業完了）	13,667	雇用・働き方政策課	45
労使ネットとつとり広報・機能強化事業	これから社会に出ていく高校生や大学生などの未来の労働者又は事業主に対する労働教育、労使紛争の未然防止及び労働委員会の認知度向上を目的として、学生、社会人を対象にした出前講座を実施する。	・各高校の就職指導説明会その他機会を利用し、出前講座をPRしている。	4,429	労働委員会事務局	46

(2) 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備

(ア) 鳥取の良さを生かした、伸び伸びとチャレンジできる環境整備

【取組の方向性】

鳥取の豊かな自然の中で行えるアウトドアスポーツや自然体験をはじめ、多様なスポーツ、文化、芸術、交流、地域づくり、環境配慮活動等、多様な活動が行える場や機会、情報の提供に取り組みます。また、子ども・若者が自由な発想で主体的に活動できる環境の整備に取り組みます。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
子ども・若者の意見の反映	(新)「シン・子育て王国とつとり」構築事業	子どもや子育て者、若者の意見を幅広く収集。収集した意見・提案は、子育て王国とつとり条例に基づく「子育て王国とつとり会議」に諮ったうえで「シン・子育て王国とつとり計画（仮称）」に反映させる。 ・ワークショップ等開催事業 ・SNS等を活用した意見募集	・現場を訪問して、子ども、若者、子育て中の方から意見を聴取（10か所で聴取予定）。 ・ウェブ上に意見応募フォームを設置するとともに、小中高等学校や公共施設等にチラシを配布して幅広く意見を収集。 ・SNS広告を用いて上記ウェブ上のフォームからの意見応募を促進。	3,306	子育て王国課	47
	子育て王国とつとり推進事業（子ども専用ウェブ사이트事業）	・「シン・子育て王国とつとり」づくりに子どもや若者の意見を反映させるため、子育て王国専用サイト「キッズポートとつとり」の専用フォーム等により広く若者の意見を募集する。 ・学校紹介、企業訪問など子どもレポーターが自ら取材、記事の作成を実施する。その他、出前授業等の風景を動画撮影し、編集指導の上YouTubeにアップし、サイトに掲載するコンテンツも主体的に子どもが作成する。 ・小学生等が参加可能なイベント情報、ヤングケアラーやいじめ不登校総合対策センター等の相談窓口などを一元的に掲載する。	・7/11に専用フォーム（トリバコ）が完成し、チラシ配布やSNS配信等で周知を行い意見募集を開始した。(8/23時点：140件) ・保育のお仕事を体験するをテーマに小学生高学年から中学生を対象にワークショップを実施。(8/4,8/9 各6名) サイトにアップする記事は、主に参加者が体験を通して考えたことや、思ったことを先生にインタビューしたことについて掲載予定。子ども目線で保育士の魅力について発信する。 ・イベント情報、相談窓口をサイトトップページに掲載。県の所管している各担当課HPとリンクされている。	3,362	子育て王国課	48
	(新)とつとり若者活躍推進事業（若者による情報発信等）	県庁に仮想組織「とつとり若者活躍局」を設置し、移住定住や子育てなど、持続可能な未来に向けた諸課題に対して、次世代を担う若者達が自発的かつ自由な発想で行う、地域課題解決や地域活性化、地域の魅力発信等の活動を、「若者活躍のアイコン（象徴）」として支援・ブランディングし、県内の多様な若者達が希望と主体性をもって、自由且つ持続性のある活動を行う機運とネットワークの醸成を図る。	県内在住の高校生、大学生、社会人(39歳以下の者)37名で構成された「とつとり若者活躍局」が8月20日に発足。10月以降、複数のプロジェクトチームを立ち上げ、県政課題解決のための取り組みや政策提言等を実施する。	21,624	県民参画協働課	49

	(拡) 子どもの権利救済を図る県版アドボカシー推進事業	・社会的養護を受けている子どもの権利救済制度を整え、一時保護所に派遣する意見表明支援員(アドボカキット)の養成講座及びスキルアップ研修を開催して、県のアドボカキットの養成、スキルアップを図る。 ・児童養護施設の入所児童や退所児童が子どもの権利や意見表明の仕方等、子どもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を県児童養護施設協議会に補助する。	・月2回児童相談所に月2回アドボカキットを派遣している。また、スキルアップのための連絡会を開催している他、研修も実施予定。 ・児童養護施設入所児童や退所児童のこども当事者団体による公聴会が7月に開催された。また、9月には、合宿を通して、子どもたち自身が権利を学び、次年度に行う公聴会での意見表明に向けて勉強会を行った。	12,591	家庭支援課	50
	(新)「とっとり未来創造タスクフォース」の設置	県庁内に他部局から独立した専任の若手職員(20~30代)によるタスクフォースを設置し、子育て施策等の企画・立案等の活動を行う。	令和5年7月28日付組織改正でタスクフォースを設置したところであり今後県庁改革に向けて子育て施策等様々な施策を企画・立案していく。	—	人事企画課	51
活動機会、場所の提供	未来につながる高校生生活支援事業(とっとり夢プロジェクト事業)	創造力とチャレンジ精神を持った高校生の自由な発想での主体的な企画、活動を支援することにより、高校生の自主性や個性を伸ばすとともに、学校や地域の活性化につなげるため、県内の高校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に在籍する個人又はグループで行う自主的な活動に助成する。	15企画の応募の中、審査の結果、8企画を採択し支援した。	2,000	高等学校課	52
	子育て王国とっとり推進事業(こども王国わくわく体験隊事業)	子どもの減少に伴って、子ども会活動が低調になっており、集団活動、体験活動、子ども会の会員同士の交流を図る全県的なイベントを開催することによって、子ども達の活動の機会を設けるとともに、育成者の経験の場を設け、県内の子ども会活動の活性化に繋げる。	鳥取県子ども会育成連絡協議会に事業を委託。本年度は10月21、22日に「こども王国わくわく体験フェスタ」として、防災体験、星取体験、工場見学、空港見学等を実施予定。	1,946	家庭支援課	53
	レクリエーション活動支援事業	レクリエーションを県民・地域に普及・定着させ、県民の豊かな余暇活動を推進するため、全県的な活動を行う鳥取県レクリエーション協会が行う事業に対し補助を行う。	様々なレクリエーションを体験できる機会を提供すると共に、大会運営・レクリエーション普及を行うボランティアを養成するため、第22回鳥取県レクリエーション大会として、7月から3月まで県内の複数の会場で実施する。	1,752	家庭支援課	54
	児童養護施設等と連携した自然体験活動推進事業	県内児童養護施設及び母子生活支援施設を対象に、県立青少年社会教育施設等で、自然観察やキャンプ等の自然体験活動を実施する。	県内4施設が体験活動を実施(R5.9.7時点)。R5年度は11月末までに延べ10施設の体験活動の実施を計画中。	452	社会教育課	55
	地域づくり活動団体交流会「とっとりサタデーランチ」の開催	高校生や大学生などによる地域づくり活動を応援するため、地域づくり活動に興味ある学生や学生の地域づくり活動を応援したい大人など、「参加者同士が知り合いになる(つながる)」ことを目的に、気軽に立ち寄れるオンラインカフェを開催する。	高校生から社会人までを対象に3回開催し、延べ21名が参加。地域づくり活動の継続やネットワークづくりにつながった。	—	県民参画協働課	56
	令和新時代創造県民運動推進事業(令和新時代創造県民運動推進補助金)	10~25歳までの若者グループが行う地域づくり活動(若者による新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業)に「若者チャレンジ型補助金」を交付する。	若者チャレンジ型補助金の令和5年の一次募集分として3件採択済み。	600	県民参画協働課	57
	令和新時代創造県民運動推進事業(令和新時代創造県民運動活動表彰)	県内で、それぞれの地域や団体等の特性などを活かし、意欲を持って地域づくり活動を積極的に展開している団体又は個人の優良事例を表彰する。	令和6年2月に実施予定の表彰式にむけて、対象事業を現在募集中。	200	県民参画協働課	58
	とっとり県民活動活性化センター事業	ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援するとともに、NPO、行政、企業、大学、自治組織等多様な主体との連携・協働を行う(公財)とっとり県民活動活性化センターの運営費等を助成する。	センターに委託し、NPO等の育成・活動基盤の強化や地域づくり活動に取り組む人材の育成を推進している。 ・専門家派遣：派遣回数4回 ・基盤強化のためのセミナー開催：3回 ・相談対応件数：95件 ・助成金情報等を「令和新時代創造県民運動サイト」に掲載：随時更新[※R5.8月末時点]	62,933	県民参画協働課	59

まんが王国とっとり国づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県発の国際マンガコンテストを継続開催し、人材育成と海外ネットワークの拡大を図る。 ・国際声優コンテスト鳥取大会を開催し、声優を目指す中高生に、夢へチャレンジする機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回国際マンガコンテストを募集し、海外を含む多数の応募があった。表彰式を令和6年2月に実施予定。 ・「国際声優コンテスト『声優魂』inまんが王国とっとり」を8月26日に開催し、県内外の中高生が活躍する機会を提供した。 	62,702	まんが王国官房	60
とっどりの文化芸術活動支援関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年のための弦楽入門講座開催支援 ・青少年の弦楽活動のすそ野の拡大を目的とする活動を助成する。 ◆鳥取県アートスタート活動支援 ・0歳から小学校入学前の乳幼児を対象とした作品鑑賞、創造体験又は公演鑑賞の機会を提供する団体の活動を助成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部、中部で弦楽講座を開催。 ・市町村と連携して支援し、子ども向けコンサートや人形劇など、12事業が実施予定。 	3,400	文化政策課	61
文化芸術団体活動支援関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆芸術鑑賞教室開催補助金 県内の高校、特別支援学校の生徒を対象に、学校の体育館や文化施設での芸術鑑賞機会を提供する事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校からの要望を伺いながら伝統芸能（能、神楽）、音楽、演劇等の公演実施の調整を行い、県内高校・特別支援学校の計6校が鑑賞予定。 	10,000	文化政策課	62
アートで花ひらく地域活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆（新）演劇を活用したコミュニケーション力等向上等事業 ・小学生、中学生、特別支援学校の児童・生徒、福祉作業所の通所者を対象としたコミュニケーションワークショップの実施と公演鑑賞（鳥の劇場への委託により実施） ◆表現ワークショップ（トリジユク）開催事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望のあった事業所及び学校（計7箇所）と、11月以降の実施に向けて調整中。 ・鳥の劇場が実施するトリジユクは、鹿野学園と青谷高校において6月から12月まで実施予定。 	9,000	文化政策課	63
第21回鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県の児童・生徒等の創作作品を発表する場を提供し、出展機会を拡大することで、芸術文化活動への意欲を高め、県内の青少年の美術活動の振興を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 作品を募集し、12月～1月に県内3会場で巡回展を開催予定。 	17,931	文化政策課	64
（新）若者がつなぐトトリポーン！促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 2030～2050年の脱炭素社会の主役となる若者（30代以下の社会人や学生及び子育て世代）をターゲットに、脱炭素社会の実現に向けて『とっとりエコライフ構想（愛称：トトリポーン！）』を推進する。 ◆トトリポーン！e Action Game ・若者が再エネ等に興味を持つきっかけ作りを目的としたイベントを開催し、家庭への太陽光発電設備の導入やEVへの乗り換えを促進する。 ◆トトリポーン！使節団 ・県内の大学生から選抜したメンバーがCOPを訪問し、鳥取県や自らの取組などを発信する使節団を派遣する。 ◆若者に任せろ！トトリポーン！ドミノキャラバン ・市町村等が実施する、若者提案の事業又は若者をターゲットとしたモデル事業や普及啓発事業を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆トトリポーン！e Action Game ・若者に身近な音楽やゲームを通じ再エネを体感できる「再エネフェスタ（仮）」や再エネを学ぶ「再エネ体験フェア（仮）」を開催予定。 ◆トトリポーン！使節団 ・COPへ派遣する学生を募集し、選抜を行った。COP訪問に向けて、派遣学生に対し、本県や世界の気候変動に対する取組の現状等の研修を実施。 ◆若者に任せろ！トトリポーン！ドミノキャラバン ・市町村が行う若者への中古EV普及事業や脱炭素セミナー、ワークショップなどの啓発事業への支援を実施。 	24,271	脱炭素社会推進課	65
情報の収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】子育て王国とっとり推進事業（子ども専用ウェブサイト事業） ・「シン・子育て王国とっとり」づくりに子どもや若者の意見を反映させるため、子育て王国専用サイト「キッズポータルとっとり」の専用フォーム等により広く若者の意見を募集する。 ・学校紹介、企業訪問など子どもレポーターが自ら取材、記事の作成を実施する。その他、出前授業等の風景を動画撮影し、編集指導の上YouTubeにアップし、サイトに掲載するコンテンツも主体的に子どもが作成する。 ・小学生等が参加可能なイベント情報、ヤングクォーターやいじめ不登校総合対策センター等の相談窓口などを一元的に掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/11に専用フォーム（トリバコ）が完成し、チラシ配布やSNS配信等で周知を行い意見募集を開始した。（8/23時点：140件） ・保育のお仕事を体験するをテーマに小学生高学年から中学生を対象にワークショップを実施。（8/4, 8/9 各6名） サイトにアップする記事は、主に参加者が体験を通して考えたことや、思ったことを先生にインタビューしたことについて掲載予定。子ども目線で保育士の魅力について発信する。 ・イベント情報、相談窓口をサイトトップページに掲載。県の所管している各担当課HPとリンクされている。 	3,362	子育て王国課	66 (48)

令和新時代創造 県民運動推進事 業（令和新時代 創造県民運動情 報発信事業）	県のホームページ、SNS、メディア広報等により、 令和新時代創造県民運動を広く発信することで県民への 浸透を図る。	地域づくり団体を紹介等 する新聞記事を20回/年掲 載するとともに、令和新 時代創造県民運動WEBサイ トや各種SNSでの情報発 信、各団体が実施するイ ベント等の県政記者室へ の資料提供等を実施。	4,072	県民参画協 働課	67
--	---	--	-------	-------------	----

【取組の方向性】
鳥取から世界に羽ばたき、鳥取と世界の架け橋となることができる国際的な人材を育成するため、語学力、コミュニケーション能力、チャレンジ精神等を培う教育を推進するとともに、多様な文化に触れることのできる環境を整えます。
また、理科や数学が好きな子どもの裾野を拡げ、才能を見いだし伸ばす施策を実施し、科学技術・情報通信等の分野で世界をリードする若者を育成・支援します。さらに、国際的に活躍する次世代のアスリートや新進芸術家等の育成を図ります。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
世界的に活躍するグ ローバル人材の育成	国際交流推進事 業	本県の友好交流地域である韓国江原道、中国河北省及び吉林省、モンゴル中央県、台湾台中市、米国バーモント州、ジャマイカウェストモアランド県等との交流を推進するため、青少年の交流事業等を実施する。	友好交流地域である次の地域と学校間交流等の青少年交流を実施した。韓国江原道（派遣1回）、中国河北省及び吉林省（受入1回、派遣1回）、モンゴル中央県（派遣1回）、台湾台中市（派遣1回）、ジャマイカ（オンライン交流2回）	106,262	交流推進課	68
	世界に羽ばたく 人材育成事業 （グローバル リーダーズキャ ンパス事業）	スタンフォード大学が提供する高校生向けの通信教育プログラムの仕組みを活用し、県内高校生（最大30人）がオンラインで1年間受講する。	・30人（県立7校22人、私立5校8人）の生徒が受講生、5人（県立2校4人、私立1校1人）が聴講生として参加中。 ・令和4年度最優秀受講生が8月にスタンフォード大学で行われた表彰式に参加し、表彰を受けるとともに、発表を行った。	14,350	高等学校課	69
	国際バカロレア 開校事業	令和5年度に一期生が入学し、令和6年度から授業が本格的にスタートする倉吉東高校の国際バカロレア教育の推進に向けて、令和5年度中に必要な学習環境の整備を行うとともに、引き続き国際バカロレア教育を指導する人材の育成及び国際バカロレア教育の認知度向上及び機運の醸成に向けた広報活動等を随時行う。	・学校内でのワークショップや校外ワークショップへの教員派遣により、教員のライセンス取得を進めている。 ・中学生対象の体験授業や、校内校外に向けて説明会を行い広報活動を進めた。 ・1年生に対し体験授業や保護者も含めた個別相談会、奨学金説明会等を行い、国際バカロレア系への理解をサポートした。	35,174	高等学校課	70
	（新）ALT等 を活用した英語 によるコミュニ ケーション能力 向上事業	◆ネイティブスピーカーと過ごす中高生合同の英語での発信力養成キャンプ ・中学校及び高等学校の生徒が、3日間にわたり目的別のレッスンを受講し、外部講師やALT等のネイティブスピーカーの支援を受けて、英語のスピーキング力を高める。 ◆ネイティブスピーカーとのオンラインスピーキング ・県内公立中学校の1～3年生全生徒を対象に、外国人講師とマンツーマンでのオンライン英会話レッスン（教科書準拠のプログラム）を活用し、各自自治体と連携して中学生の「話すこと」の力を伸ばす取組を推進する。	◆Tottori English Challenge Progrm 2023の実施 ・令和5年8月11日（金）、12日（土）、13日（日）に鳥取県立倉吉体育文化会館を会場に開催し、中学生及び高校生計51名が参加した。 ◆鳥取県ネイティブスピーカーとのオンラインスピーキング支援事業として、申請のあった複数の市町村に補助を行っている。	15,942	小中学校課	71
次世代をリードする 高度ICT人材、科 学技術イノベーシ ョン人材の育成	科学の甲子園 ジュニア鳥取県 大会開催費	「科学の甲子園ジュニア鳥取県大会」を開催し、県内の中学生が、理科、数学等における複数分野の競技に協働して取り組むことを通じて科学を学ぶことの意義を実感できる場を提供する。	鳥取県大会を令和5年8月17日に開催し、25チーム73名が参加した。12月には県代表2チームが全国大会へ出場する。	622	小中学校課	72
	教育指導連絡調 整費（鳥取県小 中学生科学研究 表彰審査会）	児童生徒から科学技術研究に関する研究記録書を募集し、優秀者を表彰する。	令和5年12月8日に鳥取県小中学生科学研究表彰審査会を開催し、優秀な科学技術研究に対して表彰を行う予定である。	97	小中学校課	73

私立学校支援等事業	◆鳥取県版スーパーサイエンスハイスクール事業 ・科学研究発表会や科学的思考力等の育成に関する先進的な取組を要件とする鳥取県版SSH事業を設け、事業効果などを審査し、効果があると認められる計画について採択・補助する。	○国のスーパーサイエンスハイスクール認定に向けた準備として、アドバイザーの謝金、課題研究の実施に係る機器使用料や消耗品等に対して補助している。 ・対象校：湯梨浜学園	1,011	総合教育推進課	74
学術振興・人材育成事業	◆未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 ・ものづくりや科学技術に触れることのできる場の提供を行い、技術や科学への理解・関心を増進する事を目的とした「ものづくり道場」の活動を支援 ◆楽しむ科学まなび事業 ・科学の基礎となる数学や、科学の楽しさ、面白さを教える小中学生を対象とした体験型ワークショップなどを開催する団体への支援 ◆ジュニア郷土研究応援事業 ・児童生徒による郷土・地域社会などに関する研究、地図作品の発表・展示、人文社会学者による講演等による「鳥取県ジュニア郷土研究大会」を委託実施	○未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 ・8月20日に東部地区でジュニアリーダー養成講座を開催し、中高生9名が参加した。 ・9月～10月に中部地区で大人を対象とした指導者養成講座の開催を予定している。 ○楽しむ科学まなび事業 ・8月～12月に東中部地区で、科学の基礎となる数学や、科学の楽しさ、面白さを教える小中学生を対象とした体験型ワークショップ、科学実験教室などの開催を予定している。 ○ジュニア郷土研究応援事業 ・10月～11月に東中部地区で地図作品巡回展示を実施予定しているほか、12月16日にとりぎん文化会館で鳥取県ジュニア郷土研究大会の開催を予定している。	4,491	総合教育推進課	75
私立学校教育振興補助金	私立学校の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色のある取組を支援する。	私立高等学校8校、中学校3校、専修学校14校を対象に運営費等の補助を行っている。	1,960,608	総合教育推進課	76
スーパー工業士・ものづくりAI実装人材育成事業	◆スーパー工業士育成応援事業 ・工業高校の生徒を対象に、AIをはじめとするデジタル技術を活用し、生産現場の高度化や新しいものづくりを実現する素地を持つ将来の地域のものづくり人材を「スーパー工業士」として認定し、各種支援措置を通じて、キャリア形成を支援する。	令和4年10月から19名の高校生が認定プログラムを受講し、令和5年8月に18名を「スーパー工業士」として初認定。	7,705	産業人材課	77
県内産業基盤・DX化事業	◆先端技術人材交流・育成拠点化事業（大学） ・県内学術機関（大学）において、大学生を対象としたIoT人材育成プログラム（セミナー、教材開発・学生向け実践展開）を実施する。 ◆先端技術人材・IoT活用スキル育成事業（高校等） ・令和4年度に必修化されるプログラミング教育「情報1」では学習しない「コンピュータを使ってセンサー等を制御する」といったIoT活用授業を、外部専門家等に委託して実施し、将来を担うIoT技術人材の育成につなげる。 ◆IoTスキルアップチャレンジ事業 ・小学生から社会人までを対象に、IoT技術のすそ野を広げるスキルアップイベント（ハンズオン支援・アイデアソン等）を開催する。	・小学生から社会人までを対象に、IoT技術のすそ野を広げるスキルアップイベントでは、平成29年度から実施しているWeb×IoTメイカーズチャレンジを今年度も実施予定（令和4年12月～令和5年1月）。 ・また、鳥取大学と連携して、大学生を対象としたIoT人材育成プログラムを実施中。 ・ほか、鳥取県情報産業協会に委託し、各種研修を実施している。	46,349	産業未来創造課	78
トップレベルで活躍する次世代アスリートの養成	◆ジュニア期の競技力向上対策 本県中学生・高校生等のジュニア期の競技者が、国内外の大会で活躍できるよう、競技者や指導者の育成・支援を行う。また、幼児期の運動能力向上のための取組を行う。 ・幼児の運動能力向上 ・わかとりっこ育成（小学生を対象にしたスポーツ教室、トップアスリートとの交流及び小学生人材の発掘） ・ジュニア指導者講習会 ・カテゴリ別合同練習会 ・ジュニアクラブチームの育成・支援 ・運動部活動の活性化 ・県内優秀アスリート受入支援 ・特別ジュニア選手指定強化 ・鳥取ジュニアアスリート育成強化 ・指導者の育成	【幼児の運動能力向上】 ・令和15年度開催予定の国スポ少年選手の対象となる令和3年度から5年度までの保育園・幼稚園における幼児（年長さん）の運動神経・身体能力の向上に繋げる為、年間20園へ運動指導の専門家を派遣。 【ジュニアクラブチーム育成・支援】 ・各競技団体が小中高の一貫指導体制を整え、ジュニアの育成・強化をするクラブチームを支援。 【ジュニアアスリート育成強化】 ・小学6年生から高校3年生までのジュニアアスリート認定選手が県内外への強化合宿等に必要経費を支援。	280,398	スポーツ課	79

いざ世界の大舞台へ！トップアスリート強化支援事業	◆ジュニアアスリート育成事業 ・世界の舞台で活躍できる可能性を秘めたジュニア競技者・パラジュニア競技者を発掘し、育成に繋げる。	【ジュニアアスリート発掘】 ・小学生4年生を対象に、県の指定する国体・オリンピック14競技で国体・オリンピックなどトップアスリートを目指す選手の発掘を行う。 ・各競技団体の希望により、小学校5年生から高校1年生までを対象としたトライアウトで選手を発掘する。 ・小学生4年生以上を対象に、パラ競技に取組む競技者の発掘を行う。	47,208	スポーツ課	80
--------------------------	--	--	--------	-------	----

(3) 互いに支え合う関係づくり
 (ア) 地域活動やボランティア等の活動に取り組みやすい環境整備
【取組の方向性】
 子ども・若者の地域活動を指導し、支える大人の活動を支援します。
 また、全ての子ども・若者に多くの分野のボランティア情報を提供し、マッチングを推進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	予算額 (6月補正後)	担当課	番号
情報の提供、マッチングの推進	令和新時代創造県民運動推進事業	令和新時代創造県民運動総合サイト・県ボランティア総合情報サイト（ポランとり）によるボランティア情報等の提供	9月26日時点でポランとりにより、ボランティア募集情報を60件発信。	13,435	県民参画協働課	81
	支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	支援が必要な方が地域で安心して暮らしていくことができる環境を整備するため、ボランティア運営人材の養成などを行い、県民のボランティア活動を一層活性化することにより、地域での支え合いの担い手を確保するため、県社協が実施するボランティアや人材育成などの「支え愛ボランティア養成組織化事業」に対し助成する。	ボランティアバンクへの登録を募集し、若年層の登録者数が増加した。若年層のバンク登録を進めていくため、学生参加によるイメージアップ会議を開催し、その意見を基に広報素材を作成し、バンクをPRする予定。福祉・介護分野への進路・進学の参考や地域福祉活動の参加の機会づくりを目的としてボランティア体験事業を実施した。	12,193	福祉保健課	82
活動への支援	令和新時代創造県民運動推進事業（県民と共に考える地域の未来創造事業）	市町村を跨いだ地域づくり団体が広域的に連携したグループが、自分たちが住む地域の未来にとって必要だと考える地域活性化プランを県と協働して練り上げ、自ら事業を実施する活動に対して支援を行う。	9月末まで事業募集し、その後、採択されたプランの事業実施を行う。	1,456	県民参画協働課	83
	第14回とっとり伝統芸能まつり共催開催事業	次世代を担う青少年へ郷土芸能・伝統芸能を引き継ぐこと等を目的として、伝統芸能団体が演技を披露する「とっとり郷土芸能まつり」を開催する。 ※(公財)鳥取県文化振興財団主催の「鳥取県青少年郷土芸能の祭典」との共催事業として公演を実施	10月21日(土)米子市文化ホールにて、県内外6団体による郷土・伝統芸能を披露する催事を開催予定。	4,084	文化政策課	84
	【再掲】子育て王国とっとり推進事業（こども王国わくわく体験隊事業）	子どもの減少に伴って、子ども会活動が低調になっており、集団活動、体験活動、子ども会の会員同士の交流を図る全県的なイベントを開催することによって、子ども達の活動の機会を設けるとともに、育成者の経験の場を設け、県内の子ども会活動の活性化に繋げる。	鳥取県子ども会育成連絡協議会に事業を委託。本年度は10月21、22日に「こども王国わくわく体験フェスタ」として、防災体験、星取体験、工場見学、空港見学等を実施予定。	1,946	家庭支援課	85
	みんなで取り組む農山村保全活動支援事業	◆とっとり農山村資源保全活動推進事業 ・創意工夫による効果的な学生等のボランティア派遣や保全活動が行われ農村の保全・活性化につながるように、「農山村ボランティア」を募集・派遣する。	東部派遣地区数17地区 計27回派遣 中部派遣地区数8地区 計16回派遣 西部派遣地区数12地区 計25回派遣 (※令和5年8月末時点)	10,019	農地・水保全課	86
	ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	障がい者差別解消に取り組んでいくため、あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート企業・団体の拡大を推進するとともに、民間事業者の「合理的配慮提供」の環境づくりの支援、法やあいサポート運動についての普及啓発やあいサポート精神（障害者差別解消法）の理解を深めるための研修会の開催等を行い、地域共生社会に向けた取組みを推進する。	あいサポート企業拡大推進員の取り組みにより、あいサポート企業数が大きく伸びた。また、11月にはあいサポート精神や障害者差別解消法をテーマとしてシンポジウムを開催する予定。	12,964	障がい福祉課	87
	社会教育関係団体による地域づくり支援事業	社会教育関係団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進し、また、家庭・地域の教育力向上につながるため、社会教育関係団体の人材育成等に対して補助を行う。（対象：鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連合会、鳥取県連合青年団、ガールスカウト鳥取県連盟、日本ボーイスカウト鳥取連盟、鳥取県子ども会育成連絡協議会、鳥取県連合婦人会）	全県的な組織を有し、県の施策に合致した活動を展開している公共性のある社会教育関係団体を対象に、人材育成等に要する活動経費の一部を助成している。	7,362	社会教育課	88

(イ) 主権者教育の推進
【取組の方向性】
 選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、令和4年度からは、高等学校公民科の「公共」が必修科目となりました。これまでのように知識を学ぶだけでなく、若者が主権者として社会に参加するために必要な判断力や様々な社会的課題に対して適切に判断し、解決する力を身につけることが重要となっています。
 若者が、自らが暮らしている地域の在り方を踏まえ、地域社会の担い手として、公共の精神を育み、行動につなげていくことができるよう、主権者教育に努めます。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
学校等における主権者教育	議会費	◆高校生議会開催事業 ・若い世代の県政・県議会への関心を高める取組を促進し、併せて開かれた県議会をPRするため、高校生を対象とした高校生議会を開催する	県内の8校の高校生が参加し、高校生議会(8/1)を実施した。	775	議会事務局	89
	選挙管理委員会費	選挙が明るく、正しく行われるように、常にあらゆる機会を通じて、選挙人の政治・選挙の意識の向上を図るため、各種研修会等を実施するとともに、若者の政治を含めた社会に対する関心を高めるため、県内の高等教育機関や公私立学校が実施する主権者教育に関する講演会、座談会、討論会等の実践的な主権者教育の実施を支援する。 ◆研修会の開催、講師派遣等 ◆啓発冊子等の作成 ◆選挙出前講座の実施	○市町村選挙管理委員会と連携し、県内高校等において選挙の意義や方法等に関する選挙出前講座を開催した。 ○啓発冊子「政治と選挙」を作成し、新有権者となる全ての高校3年生に配布した。	5,091	選挙管理委員会事務局(市町村課)	90
	ふるさとキャリア教育充実事業	生徒一人ひとりが、将来、社会的に自立していくために、必要かつ基盤となる能力や態度を育てるために、校内外の連携を踏まえふるさとキャリア教育をすべての県立高校で実施し、夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成する。 ・中学生のための高等学校理解促進・進路指導資料「輝け!夢」ほか	・キャリア教育推進協力企業として新たに3社と締結。 ・中学生のための高等学校理解促進・進路指導資料「輝け!夢」を作成し、県内中学校(中等部)2年生全員に配布予定(10月)。	1,184	高等学校課	91
	未来につながる高校生活支援事業(高校生マネーアップ推進事業)	高校生の社会の一員としての望ましい在り方・生き方の自覚を高め、高校生の規範意識の向上を図るため、大人が手本となり、県民全体で高校生を見守り育てる運動を展開する。	・高校生等の規範意識を育成し、社会の一員としての自覚を高めるため、「高校生あいさつ交通マネー運動」を、令和5年度より開始(9/21(木)に実施済み)。	50	高等学校課	92

(4) 職業生活のスタートを応援
 (ア) 「雇用のミスマッチ」の解消
【取組の方向性】
 企業が必要とする人材や雇用の条件と若者の希望が合わないことが、若者の早期の離職の原因のひとつであるため、雇用のミスマッチを招く「働くことに関する具体的な情報の不足」や、若者の「職業観が確立していない」「自分に期待されるものが分からない」「職業意識の低下」等を解消する取組を推進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
人材育成の推進	職業訓練事業費	◆職業訓練事業 新規学卒者、離職者及び在職者等を対象として、産業人材育成センター倉吉校・米子校において職業訓練を実施。 ◆障がい者職業訓練事業 障がい者を対象として、倉吉校・米子校において職業訓練を実施。 ◆職業訓練生託児支援事業 倉吉校、米子校が実施する職業訓練の訓練生が、職業訓練期間中に子どもを保育所等において託児する場合の経費の一部を支援する。	新規学卒者、離職者及び在職者等を対象に各種職業訓練を実施。令和5年8月末時点で、556名が職業訓練を受講。	872,245	産業人材課	93
	(新)とっとりリモートワーカー育成・実践事業	女性や求職者の方などを対象に、複数のリモートワークを1つの会社のように地域で受注し、時代にマッチしたデジタルスキルを学ぶとともにリモートワークをチームでシェアしながら取り組むことで実践的なリモートワーカーを育成する。併せて、育成した人材に対し業務をアウトソーシングする県内企業の創出にも取り組んでいく。	高単価で時間や場所の制約が少ない新しい働き方であるリモートワーカーを育成する本事業は令和5年度より開始。定員50名に対し185名の応募があった。定員増を実施し、選考を通過した55名が9月よりプログラムを受講中。	14,000	産業人材課	94
	(新)建設人材確保に向けたDX活用PR事業	・県内の建設産業就職を促すため、専門高校の学生を対象として今後活用される新技術を体験研修 ・土木遺産等をきっかけとした小中学生へ建設産業の魅力発信	・建設技術実証フィールドでの研修を11月に実施予定(鳥取工業高校) ・民間講師による土木の魅力を伝える講座を6月に実施(湯梨浜中学校)	3,500	技術企画課	95

情報提供による就職支援の推進	鳥取県立（鳥取・倉吉・米子・境港）ハローワーク管理運営事業	県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により、「若者」「女性」「中高年者」の活躍推進、「JUターン就職」「企業サポート」など地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県立ハローワーク」を鳥取、倉吉、米子、境港、東京、大阪に設置 ・担当者制による一貫サポート、若者の就職意欲、就職率アップや職場定着を目指したセミナー開催、企業説明会によるマッチング機会の提供、出張相談会など実施 ・採用決定者数（全体）：928人、相談件数（全体）：18,990件（R5.4～8月末現在） 	72,798	県立鳥取ハローワーク	96
	（新）県立ハローワーク「キャリアデザインLab（ラボ）」設置事業	県立ハローワーク内に、新たな機能として「キャリアデザインLab（ラボ）」を設置し、積極的に求職活動を行っている者への就労支援に加え、様々な理由から求職活動に至っていない者（求職活動未満の潜在労働者）にも支援を拡充する。	<ul style="list-style-type: none"> ・R5.7.18に県立ハローワーク（鳥取・倉吉、米子の3か所）に開設 ・求職活動未満の潜在労働者に対し、実務経験豊富なキャリアコンサルタントが働きかけや掘り起こしを実施 ・現在、潜在労働力の参加が見込まれる育児相談会などに出向き、アウトリーチ型による働きかけや広報活動を集中的に実施 	10,142	県立鳥取ハローワーク	97
	就職氷河期世代活躍支援事業（求職者と受入企業とのマッチング創出）	就職氷河期世代の活躍の場を広げ、各界一体となった支援を行うため、「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」と連携し、就職氷河期世代の県内での就労促進に向けた支援に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者・企業向けセミナーの開催（時期未定） ・オンライン企業見学ツアーの開催（時期未定） ・求職者の正規雇用就職に向けた企業に対する補助金の支給 ・県外求職者に対する就職活動経費の助成 ・関係機関連携した就職氷河期世代支援に取り組む市町村に対する補助金の支給 	12,012	雇用・働き方政策課	98
キャリア教育の推進	【再掲】ふるさとキャリア教育充実事業	生徒一人ひとりが、将来、社会的に自立していくために、必要かつ基盤となる能力や態度を育てるために、校内外の連携を踏まえたふるさとキャリア教育をすべての県立高校で実施し、夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来の日本や鳥取県に貢献する気概のある生徒を育成する。 ・中学生のための高等学校理解促進・進路指導資料「輝け！夢」ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進協力企業として新たに3社と締結 ・中学生のための高等学校理解促進・進路指導資料「輝け！夢」を作成し、県内中学校（中等部）2年生全員に配布予定（10月）。 	1,184	高等学校課	99 (91)
	「ふるさとキャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～	鳥取県に誇りと愛着を持ち、予測困難な社会の変化に対応しながら、職業的・社会的に自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる児童生徒を育成していく「ふるさとキャリア教育」の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携したふるさとキャリア教育推進校の鳥取市立青谷中学校で令和5年8月17日に講師を招聘し小中合同研修会を行ったり、県外の先進校に視察したりした。 ・ふるさとキャリア教育CMコンテストの応募を令和5年10月2日から開始する。 ・鳥取県内修学旅行支援事業として倉吉市、日野町の計13校の小学校のバス代を補助した。 	5,523	小中学校課	100
	（新）ふるさと鳥取 見る・聞く・体験 魅力発見・発信推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県にあるいろいろな仕事を見学、体験することで、子どもたち自身が働くことの意味ややりがいを知り、自分の将来について深く考えるきっかけとするため、小学校4年生以上の児童とその保護者を対象に「ととりのミリオク発見！発信！親子でおしごと体験ツアー」を実施する。 ・また「ふるさとキャリア教育フェスティバル（仮）」を開催し、見学や体験で得た学びを自由研究や動画により発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ととりのミリオク発見！発信！親子でおしごと体験ツアー」を令和5年7月31日に東部地区、8月1日に西部地区、8月2日に中部地区で開催した。 ・「ふるさとキャリア教育フェスティバル（仮）」を1月末に開催し、ツアーの成果発表や講演会等を行う予定である。 	947	小中学校課	101

技能振興事業	<p>◆とっとりの技能魅力発信事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取の次世代を担う子どもたちに、将来の職業としてものづくりの世界を目指す動機付けとするため、鳥取県技能祭において、小中高校生等を対象にしたものづくり体験教室等のブース出展に要する経費を補助する。 ◆若年者等への技能承継事業 ・県技能士会連合会と技能士団体等で構成する共同体に補助を行い、型枠、とび、鉄筋、板金、建築大工等の業種において若年者を期間雇用し、現場での訓練や集合研修により若年技能者を育成したうえで正規雇用化を図る。 	10月22日(日)に4年ぶりにポリテクセンター鳥取で開催予定。 また、技能承継事業については8名が訓練を受講中。	104,514	産業人材課	102
(新)「地域の魅力×インターンシップ」拡大推進事業	低学年のうちから早めに県内企業を認知し、県内就職を意識してもらうことを目的にインターンシップを実施する。また学生が自ら企業にPRする「学生主役」のマッチングイベントを実施することで、インターンシップの利用を拡大し、学生の県内就職・県内定着につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力体感型インターンシップ(県内及び関西圏大学生と県内企業ビジネスパーソンを交えた交流会(R5.9月、R5.12月)、長期有償型インターンシップ参加県外学生のアクティビティ経費支援)の実施 ・三省合意に対応したインターンシッププログラムを作成する企業、複数企業によるパッケージ型プログラム開発に対する専門家支援 ・学生が企業にPRするマッチングイベントの実施 	11,465	雇用・働き方政策課	103
「ふるさと来LOVEとっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信しつつ、県内外の学生に就業体験を提供することで、若者の県内就職を促進し、ひいては県内企業の人材確保につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業・県内就職の魅力に係る情報発信：情報誌発行(R6.3予定)、ウェブでの情報発信、県外大学等と企業との情報交換会に対する補助金を支給。 ・とっとりインターンシップの実施(R5夏実施済、R5冬・R6春実施予定)、企業向けにインターンシップに係るセミナーを開催 ・企業情報・採用活動の発信：企業紹介フェア(R5.12予定)・企業見学会(5回実施済)の実施、特設サイトの開設及びSNS発信、県内中小企業の求人情報発信活動に対する補助金の支給(採択済15件) ・就職活動・採用活動の支援：学生・保護者向けセミナー(R5.12予定)、企業向けセミナー(2回実施済、R5.10以降2回実施予定)の実施、企業の県外学生への採用活動支援に対する補助金の支給 	85,765	雇用・働き方政策課	104
スーパー農林水産業士育成応援事業	県内で農林水産業を学ぶ高等学校と地域の関係機関(生産者、鳥取大学、農業大学校など)が連携しながら、本県独自の技術認証スーパー農林水産業士制度を導入するなど、より実践的な職業教育に取り組み、将来の本県農林水産業を支える人材を育成する。	農林水産業を学ぶ高校生25名(3年生：10名、2年生：15名)から参加申し込みがあり、長期インターンシップ研修等の認定プログラムに取り組んでいる。3年生については、今後、運営指導委員会(スーパー農林水産業士部会)での審議を経て、スーパー農林水産業士として認定を行う。	4,745	農林水産政策課	105

(イ) 労働環境の向上 【取組の方向性】 長く働き続けるために、雇用主と労働者や関係機関が一体となって、働き方・雇い方のルールを守る雇用環境の整備を図り、あわせて、職場での困りごとやワークルールについて相談できる場の活用を図ります。						
取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
雇用環境の整備	【再掲】働きやすい鳥取県づくり推進事業	県内企業が「働きやすい職場づくり」と「生産性向上」を両輪とした「働き方改革」の具体的な取組を進めるため、国・支援機関との連携、セミナーによる普及啓発、企業の課題に応じた専門家派遣による基盤づくり支援等を行う。	・多様な人材活用等に係るセミナー（R5.2）、多様な働き方セミナー（R5.10）、雇用シェア啓発セミナー（未定）を実施予定 ・就業規則等整備支援のため専門家（社会保険労務士）を派遣：男女共同参画推進企業認定51件、多様な働き方3件（R5.4～9月末現在） ・雇用シェア契約締結支援のため専門家（弁護士）を派遣 ・企業・雇用サポートチーム会議での専門家による企業への助言を実施 ・企業の働きやすい職場づくりに対し補助金を支給：R4採択/R5実施4件（うち3件は事業完了）	13,667	雇用・働き方政策課	106 (45)
相談機関の周知・活用	【再掲】労働者福祉・相談事業	鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）を県内3か所に設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行い、労働問題の未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・中小企業労働相談所（みなくる）において、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して、助言・情報提供等を実施。（令和5年8月末現在：1,322件） ・基礎的な労働関係法令等に係るセミナーを県内3地区で開催。（同8月末現在：3回、延べ98人参加） ・高等学校等教育機関からの要請に応じて出前セミナーを実施。（同8月末現在：4回、延べ144人参加） ・啓発パネル等の展示を公共施設等で実施。（同8月末現在：5箇所）	34,071	雇用・働き方政策課	107 (44)
(ウ) 雇用機会の確保（若者に寄り添った就業支援） 【取組の方向性】 ライフスタイルに合ったいろいろな働き方が選択できるよう、それぞれの実情を踏まえたきめ細やかな雇用のマッチングを行い、若者の就業を支援します。また、あらゆる分野で雇用の場の確保を図り、正規職員採用が促進されるよう努めるとともに、若者の職場定着を支援します。						
取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
就労先の創出	(新) 鳥取県産業未来共創事業	10年後の県内成長目標の達成に向け、県内産業の更なる成長を図るため、研究開発から生産性向上、成長投資の取組を一体的に支援する鳥取県産業未来共創条例を新たに制定し、条例に基づいて認定を行った事業者の設備投資等に対して、産業未来共創補助金を交付する。 ・産業未来共創補助金（県内大型投資の促進） ・先端的デジタル活用企業立地促進補助金（IT関連事業者等の立地促進）	・産業未来共創補助金（一般投資型）認定1件	(制度創設)	立地戦略課	108
	(新) コンテンツビジネス創出「とっとりクリエイターズ・ビレッジ」プロジェクト事業	本県における新たな産業としてデジタルコンテンツ分野の創出を図り、デジタルコンテンツ産業を本県産業の柱の一つとして成長させ、若年層の人材流出を防ぐとともに、県外・国外からの人材獲得につなげる。 ＜デジタルコンテンツの例＞ ・eスポーツやゲーミフィケーションに対応したゲーム開発 ・メタバース技術を活用したビジネス展開（デジタルツイン、デジタルオフィス、教育・研修など） ・鳥取が誇る自然を絡めたコンテンツツーリズム など	・メタバース技術のビジネス活用についてのセミナーを令和5年12月に開催予定。 ・全国からクリエイターを公募し、鳥取県に移住して制作活動をサポートするとっとりクリエイターズビレッジ構想を推進中。年度内に公募を始める。	14,800	産業未来創造課	109

	【再掲】「ふるさと来LOVEとっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信しつつ、県内外の学生に就業体験を提供することで、若者の県内就職を促進し、ひいては県内企業の人材確保につなげる。	・県内企業・県内就職の魅力に係る情報発信：情報誌発行(R6.3予定)、ウェブでの情報発信、県外大学等と企業との情報交換会に対する補助金を支給。 ・とっとりインターンシップの実施(R5夏実施済、R5冬・R6春実施予定)、企業向けにインターンシップに係るセミナーを開催 ・企業情報・採用活動の発信：企業紹介フェア(R5.12予定)・企業見学会(5回実施済)の実施、特設サイトの開設及びSNS発信、県内中小企業の求人情報発信活動に対する補助金の支給(採択済15件) ・就職活動・採用活動の支援：学生・保護者向けセミナー(R5.12予定)、企業向けセミナー(2回実施済、R5.10以降2回実施予定)の実施、企業の県外学生への採用活動支援に対する補助金の支給	85,765	雇用・働き方政策課	110 (104)
	鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	県内と産業界との連携のもと、「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内の対象業種に就職する大学生等が借り入れた奨学金の返還額の一部を助成する。 【対象業種】製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業・建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭、農林水産業、理容師・美容師、歯科技工士	・R4年度の奨学金返還状況報告に基づき、既認定者へのR4年度分の助成金を支払った(514名)。 ・R5年度以降の県内就職予定者に対し認定申請を行っている(8月末時点で32名)。	67,870	人口減少社会対策課	111
就職活動への支援	【再掲】鳥取県立(鳥取・倉吉・米子・境港)ハローワーク管理運営事業	県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により、「若者」「女性」「中高年者」の活躍推進、「IJUターン就職」「企業サポート」など地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを行う。	・「鳥取県立ハローワーク」を鳥取、倉吉、米子、境港、東京、大阪に設置 ・担当者制による一貫サポート、若者の就職意欲、就職率アップや職場定着を目指したセミナー開催、企業説明会によるマッチング機会の提供、出張相談会など実施 ・採用決定者数(全体)：928人、相談件数(全体)：18,990件(R5.4~8月末現在)	72,798	県立鳥取ハローワーク	112 (96)
若者の就職相談と職業紹介	若者サポートステーション運営事業	就職困難な若者や就労意欲の向上が必要な若者への相談・支援を行う「若者サポートステーション」を東部・西部に設置し、心理カウンセリン、グループワーク等の実施による職業意識啓発支援、職場見学・体験実施による職業イメージの取得支援を行う。	・相談件数：1,875件(鳥取1,235件、米子640件)(R5.8月末現在) ・就職決定者数：45名(鳥取34名、米子11名) ・倉吉市に週2回、境港市で月2回、智頭町、岩美町、大山町で月1回出張相談を実施	22,566	鳥取県立鳥取ハローワーク	113
	「ふるさと来LOVEとっとり」若者県内就職強化事業	・スマートフォンアプリ「ととりふる」を活用した情報発信 ・とっとり就活応援団事業(県内企業の若手社会人を「とっとり就活サポーター」に委嘱し、同年代の先輩から学生へ県内で働く魅力を直接PRする就活交流会等) ・学生グループによるオンラインコミュニティ形成支援 ・就職コーディネーターの配置(鳥取・関西本部・東京本部) ・県内高校生等への県内就職魅力発信(企業見学及び企業経営者・若手社員等による講座の実施等)	・将来的な県内就職につなげるため「ととりふる」により就活情報やふるさと情報等を配信している。(令和5年8月末時点登録数：19,129件) ・鳥取、関西、首都圏に就職コーディネーターを配置し、大学との協定締結及び就職支援事業の実施により県内就職を促進している。 ＜県外大学との連携協定締結状況＞ 包括協定 6校、就職支援協定 33校(令和5年8月末時点) ＜とっとり就活サポーター登録数＞137人(令和5年8月末時点)	39,408	人口減少社会対策課	114

	【再掲】就職氷河期世代活躍支援事業（求職者と受入企業とのマッチング創出）	就職氷河期世代の活躍の場を広げ、各界一体となった支援を行うため、「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」と連携し、就職氷河期世代の県内での就労促進に向けた支援に取り組む。	・求職者・企業向けセミナーの開催（時期未定） ・オンライン企業見学ツアーの開催（時期未定） ・求職者の正規雇用就職に向けた企業に対する補助金の支給 ・県外求職者に対する就職活動経費の助成 ・関係機関連携した就職氷河期世代支援に取り組む市町村に対する補助金の支給	12,012	雇用・働き方政策課	115 (98)
--	--------------------------------------	--	--	--------	-----------	-------------

2 困難な状況からの自立を支援
(1) 困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援
 (ア) 孤独・孤立への対応
 【取組の方向性】
 孤独・孤立の問題は、本人や家族だけで解決することは容易ではなく、全ての県民の理解と関心を深め、地域や関係する団体の協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の家庭の実情に即したきめ細やかな対策が必要です。本県では、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定し、県、市町村、県民、事業者、関係機関及び民間支援団体が一体となって、援助を必要とする方の存在に気づき、必要な支援を行う温もりのある社会づくりを推進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
相談・支援体制の充実	(新) 鳥取県版孤独・孤立解消支援事業	8050問題、ヤングケアラー、老々介護をはじめ様々な困難な状況にある人が抱える課題の中には既存の支援制度にあてはまらないものがある。そういった既存の制度では対応が難しい課題に対して人に寄り添ったきめ細やかな対策を行う市町村を支援する。	市町村の実態に合わせた補助金交付要綱を策定。市町村と協働し、課題解決に向かう。また、今年度中にひきこもり、老々介護、ヤングケアラーの実態調査を実施予定。	38,000	孤独・孤立対策課	116
	(新) 子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業	・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。 ・また、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ペアレントトレーニング等を実施する。	○子育て世帯訪問支援臨時特例事業 5市町で実施されており（計画中の市町も含む。）、訪問支援員の経費等を補助している。 ○保護者支援臨時特例事業 実施予定の町が、別事業で対応されたため、R5年度は実施なしとなった。	10,835	家庭支援課	117
人材の育成	(新) 孤独・孤立対策の市町村支援強化事業	「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の理念に基づき、市町村や関係機関における支援及び支援の調整を担う人材の育成、アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化等を図る。	孤独・孤立対策に係る人材育成のため、市町村等担当者を対象とした連携能力強化等を高める新たな研修を準備中。市町村のアウトリーチ支援として、既存の補助金の対象を拡充。	16,800	孤独・孤立対策課	118
	民生委員費	民生委員・児童委員の活動をバックアップするため、その活動経費を支援し、民生児童委員協議会等の行う研修事業等に対して補助をする	民生委員・児童委員の活動経費を支援し、民生児童委員協議会等の行う研修事業等に対して補助している。	83,340	孤独・孤立対策課	119
普及啓発	(新) 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業	孤独・孤立対策について官民一体で取組を推進する「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を中心として、広報・情報発信、啓発、構成機関を含めた民間支援機関の支援、孤独・孤立対策に係る先進事例等の共有等を行い、孤独・孤立対策の推進を図る。	官民連携プラットフォームを開催し、今後の実施方針を検討中。	6,700	孤独・孤立対策課	120

(イ) 子どもの貧困対策
 【取組の方向性】
 経済環境等、様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、学習環境や地域での居場所づくり、相談体制の整備、経済的支援等を行います。
 また、保護者の就労は、生活の安定を図る上で重要であることはもちろん、家族がゆとりを持って接する時間の確保や、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、教育的意義からも重要です。関係機関と連携しながら、保護者の就労支援の充実を図ります。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
教育の支援	子どもの貧困対策総合支援事業（学習支援充実事業）	各市町村が行う子どもの学習支援について、地域の実情に応じて取組みやすくなるよう経費助成を行うとともに、県、市町村の教育委員会や福祉部局、低所得者対策関係者による子どもの貧困対策の検討等を行う連絡会、学習支援に関する講演会を実施する。 ・「地域未来塾」推進事業で対象とならない送迎、教材に係る経費を補助 ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援充実事業 国庫補助対象外の一般世帯の子どもを含めた学習支援の実施経費を支援。（世帯を横断する事業、放課後児童クラブの充実）	・倉吉市、岩美町、日吉津村が行う子どもの学習支援に対して経費を助成している。 ・R6.2月頃に県、市町村の教育委員会や福祉部局と連絡会、研修会を実施する予定。	1,913	家庭支援課	121

	保育・幼児教育の質の向上強化事業	保育専門員による保育所等訪問、保育士等を対象にした保育所保育指針実践研修等、各種研修の実施により、保育・幼児教育の質の向上を図る。	保育専門員による保育所等訪問や保育士等を対象とした各種研修（障がい児保育、乳児保育、キャリアアップ等）を実施した。	12,087	子育て王国課	122
	放課後児童クラブ設置促進事業	仕事と子育ての両立支援のため、昼間保護者がいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費等を助成する。	国の動きに合わせ、今後、放課後児童クラブの運営費助成を行う予定。	26,179	子育て王国課	123
	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援（市町村事業への補助）し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るとともに、県においてスクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修を行う。また、スーパーバイザーによる支援を行う。 （スクールソーシャルワーカーの主な業務内容） ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	ソーシャルワークの専門性と実践力を高めるための研修会やスーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズを行った。	80,489	いじめ・不登校総合対策センター	124
	スクールカウンセラーの配置	不登校や問題行動等の改善を図るため、中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。中学校に配置したスクールカウンセラーは校区小学校の相談にも対応する。	全ての公立学校において、支援を必要とする児童生徒の心理的援助を行った。	128,578	いじめ・不登校総合対策センター	125
	不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	高等学校等における不登校（傾向）生徒や、概ね20歳までのひきこもりが心配される青少年や、学校復帰や社会参加に向けて支援する。また、高校生の不登校や中途退学の未然防止の観点から、学校生活になじみにくい生徒等への早期対応を図る。 （1）高校生等を対象とした教育支援センター「ハートフルスペース」を運営し、不登校やひきこもりが心配される生徒等を支援する。 （2）学校生活になじみにくい生徒等への不登校や中途退学の未然防止の取組を充実させる	相談者の相談ニーズに合わせ相談形態（来所、アウトリーチ、電話など）を調整し、継続した支援につながった。	22,277	いじめ・不登校総合対策センター	126
	児童措置費	・児童養護施設等に入所している児童のうち、学習塾に通っている中学生について、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会等の実費を支弁。 ・児童養護施設等に入所している児童のうち、学業に遅れのある小学生及び高校等受験を目指す中学生に対し、副教材の準備及び講師による指導等による学習指導を施設が行った場合、施設に対して事務費を加算。 ・児童養護施設等に入所している児童のうち、学習塾等を利用した高校生等についてはその費用を、通塾が困難な高校生等については個別学習支援にかかる月謝等を支弁。 ・職業補導費：児童養護施設等に入所している児童が公共職業訓練施設等に通う際の費用を支弁。 ・就職支度費・大学進学等自立生活支援費：児童養護施設等に入所している児童が就職又は進学するため措置解除になる場合、就職又は進学に際し必要な被服類等の購入費用を支弁。	児童福祉法の規定により施設に入所している児童・母子の措置委託に要する経費等を負担している。	1,932,943	家庭支援課	127
生活の安定に資するための支援	子どもの貧困対策総合支援事業（子どもの居場所づくり事業）	行政と連携し子どもの居場所づくりに取り組む市町村又は民間団体に対し、立ち上げ及び運営経費を継続的に支援する。	子どもの居場所づくりの拡充、事業継続に取り組む市町村に対して、立上経費（8件）、運営経費（31件）を補助している。	17,029	家庭支援課	128
	子どもの貧困対策総合支援事業（とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業）	子ども食堂等の居場所づくりの関係団体で構成する「とっとり子どもの居場所ネットワーク”えんたく”」に対して活動〔食材・寄付金の確保・配布、開設相談、情報交換会・勉強会の開催、情報発信等〕への支援を行い、全県的な子どもの居場所の増設や取組充実につなげる。	とっとり子どものネットワークへの助成を行い、全県的な子どもの居場所の増設や取組の充実につなげている。	6,592	家庭支援課	129
	子どもと家庭生活・相談支援拠点サポート事業	子どもや生活困難者にとって身近な社会資源である子どもの居場所を整備・活用し、専門スタッフが子どもやその世帯が抱える個別の課題解決に向けてきめ細やかに対応することにより、総合的に子どもを支援する居場所づくりに取り組む市町村を支援する。	家庭や学校に居場所がない子供やその世帯を相が王的に支援することを目的として、子どもの居場所づくりに取り組む市町村（鳥取市、米子市、智頭町）に対して運営費を補助している。	34,773	家庭支援課	130
経済的支援	就学援助制度（要保護・準要保護）	経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が就学に要する諸経費を援助 【対象品目】学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費	交付要綱等に基づき、市町村が経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対して、就学に要する諸経費の援助を行っている。	—	小中学校課	131

公立高等学校就学支援事業	県立高校に在籍する生徒に対して、授業料と同額の「高等学校等就学支援金」を支給し、教育費負担軽減を図る。 また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業するまでの間の最長1年間（定時制・通信制は最長2年間）、一定の条件のもと、継続して授業料の支援を行う。	高等学校等就学支援金及び学び直し支援金の支給を実施している。 <支給状況(R5.5時点)> 就学支援金：8,569人 学び直し支援金：4人	1,013,293	高等学校課	132
教科書等給付費	定時制課程及び通信制課程に在学する生徒のうち、一定の条件を満たす者（90日以上勤務、授業料減免相当に該当）に対し、教科書及び学習書の購入費を支援する。	教科書及び学習書の購入費支援を実施している。 <給付状況(R5.9時点)> 定時制：5人 通信制：3人	250	高等学校課	133
高校生等奨学給付金事業	生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学のための給付金を給付する。	申請受付、給付手続中	225,301	人権教育課	134
育英奨学事業	経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学資金を貸与する。 ・大学等奨学金 【対象】 ・県内に住所を有する者の子等で、経済的理由により修学が困難な者 ・高校2年時の学業成績の平均が3.0以上 【貸与額】国公立：月額45,000円、私立：月額54,000円 ・高等学校等奨学金 【対象】 ・県内に住所を有する者の子等で、経済的理由により修学が困難な者 【貸与額】国公立：月額18,000円、私立：30,000円（自宅通学の場合）	令和5年度採用状況 ・大学等奨学金 193人 ・高等学校等奨学金 127人	591,708	人権教育課	135
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する勤労学生の修学を奨励するため、修学資金を貸与する。	令和5年度貸与者数 6人（新規3人、継続3人）	1,848	人権教育課	136
大学等進学資金助成金	大学、専修学校等への進学に際して、金融機関から進学資金を借り入れた者に対して利子の一部を助成する。	令和5年度実績 対象者数：19人 助成金額：834,316円	1,188	人権教育課	137
就学奨励費	特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の全部又は一部を支援する。	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の全部または一部を支弁し、保護者等の経済的負担を軽減している。	98,733	特別支援教育課	138
【再掲】鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	県内と産業界との連携のもと、「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内の対象業種に就職する大学生等が借り入れた奨学金の返還額の一部を助成する。 【対象業種】製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業・建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭、農林水産業、理容師・美容師、歯科技工士	・R4年度の奨学金返還状況報告に基づき、既認定者へのR4年度分の助成金を支払った（514名） ・R5年度以降の県内就職予定者に対し認定申請を行っている（8月末時点で32名）。	67,870	人口減少社会対策課	139 (111)
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	県内の高等学校の卒業生（その者に準じる者を含む。）、又は入学する日の前年度4月初日から県内に保護者が住んでいる方のうち、鳥取短期大学に入学し、将来県内において保育士又は幼稚園教諭としてその業務に従事しようとしている方に対して必要な修学資金を貸付する。	鳥取短期大学に入学・在籍している合計29名に対し修学資金の貸し付けを行った。	16,080	子育て王国課	140
医師確保奨学金貸付事業	全国的に医師不足が問題となる中で、本県の医療を担う人材を養成・確保するため、鳥取大学医学部等の医学生に対して、奨学金の貸与を行うことにより、卒業後の県内定着の促進を図る。	将来医師として鳥取県の地域医療に貢献する強い意志を持った学生36名に対して、奨学金の新規貸付を行った。	275,280	医療政策課	141
看護職員修学資金等貸付事業	県内に就業する看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。	・看護職員として県内で就業意志のある学生333名に対し、修学資金・奨学金の新規貸付を行った。 ・理学・作業療法士、言語聴覚士として県内就業の意志がある学生60名に対して、修学資金の新規貸付を行った。	693,558	医療政策課	142
生活福祉資金貸付事業	◆生活福祉資金貸付制度 低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、必要な資金を貸し付ける制度。	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し生活資金等の貸付を行う県社協に補助を行っている。	21,613	孤独・孤立対策課	143
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	職業訓練事業費（職業訓練生託児支援事業費）	求職活動中の育児者が職業訓練を受講する場合、訓練期間中の保育所等への託児に要する経費の一部を奨励金として支給。託児に係る経済的な懸念を軽減し、子育て中の求職者の職業訓練受講を促進。	1,173	産業人材課	144

【再掲】鳥取県立（鳥取・倉吉・米子・境港）ハローワーク管理運営事業	県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により、「若者」「女性」「中高年者」の活躍推進、「IUターン就職」「企業サポート」など地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを行う。	・「鳥取県立ハローワーク」を鳥取、倉吉、米子、境港、東京、大阪に設置 ・担当者制による一貫サポート、若者の就職意欲、就職率アップや職場定着を目指したセミナー開催、企業説明会によるマッチング機会の提供、出張相談会など実施 ・採用決定者数（全体）：928人、相談件数（全体）：18,990件（※R5.4～8月末現在）	72,798	県立鳥取ハローワーク	145 (96) (112)
コロナ禍における生活困窮者総合支援事業	・生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。 ・また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。	・ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を実施。 ・市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援（養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等）を実施。	69,923	孤独・孤立対策課	146

(ウ) ひとり親家庭への支援

【取組の方向性】

ひとり親家庭等の実態を踏まえ、生活の安定と自立に向け、鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、総合的な支援を充実・強化し、きめ細やかな自立支援に取り組みます。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
子育てや生活支援の充実	ひとり親家庭生活支援事業	◆ひとり親家庭学習支援事業 大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援、学習塾形式で実施する場合の学習会場までの送迎支援 ◆ひとり親家庭生活向上事業 ・ひとり親家庭等の居宅などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービス等の支援を行う。 ・日ごろ仕事などにより相談窓口を利用しにくいひとり親家庭等に対し、ホームページやメールマガジンを活用して情報提供等に要した経費を助成 ・ひとり親家庭等の福祉の向上を目的とした研究集会の開催やひとり親家庭の地域からの孤立を防止するためのひとり親家庭同士の交流事業の実施に要した経費を助成	・ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や相談体制の充実に必要な経費を7市町村に補助している。 ・家庭支援員の派遣及び「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」の運営を鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。	14,705	家庭支援課	147
	ひとり親家庭寄り添い支援事業	ひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。 ・相談窓口の設置：気軽に相談ができる窓口を県内3箇所の県立ハローワーク内に設置し、支援が必要なひとり親を市町村等の支援機関へ繋ぐ。 ・出張相談の実施：ひとり親家庭や子育て世帯を対象としたイベントの場を活用しての出張相談会の開催や、子ども食堂など地域へ出向いて相談対応をする。 ・同行支援：行政窓口へ一人で行くことに不安があるなど支援制度の利用申請手続きをひとりで行うことが困難なひとり親に対して、窓口へ付添い、申請手続きの支援を行う。 ・ひとり親家庭福祉推進員の機能強化：ひとり親家庭福祉推進員の資質向上のための研修を実施	鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携して、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築している。(R5年9月までに170件の相談に対応)	3,857	家庭支援課	148
	【再掲】放課後児童クラブ設置促進事業	仕事と子育ての両方支援のため、屋間保護者がいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費等を助成する。	国の動きに合わせて、今後、放課後児童クラブの運営費助成を行う予定。	26,179	子育て王国課	149 (123)
就業支援の推進	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の就業支援の促進を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。 ・ひとり親家庭就業支援事業：ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供にいたるまで、一貫した就業支援サービスを提供する。 ・ひとり親家庭自立支援給付金事業：職業能力開発の講座を受講、又は資格取得のために養成機関で修業するひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援給付金を支給し、経済的な自立を支援する（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等、高等学校卒業程度認定試験合格支援）	パソコン講習会を、東部、中部、西部で初級、中級コースを各1回ずつ開催する。	8,884	家庭支援課	150

	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	・高等職業訓練促進給付金を受給しているひとり親を対象に、入学準備金（50万円）及び就職準備金（20万円）の貸付を行う。（一定の要件を満たす場合は返還免除） ・母子・父子自立支援プログラムに沿って就業に向け意欲的に取り組む者に家賃の全部又は一部の貸付を行う。（一定の要件を満たす場合は返還免除）	令和5年度ひとり親家庭高等職業訓練貸付事業補助金を交付し、鳥取県社会福祉協議会の貸付金、事務費を助成している。	756	家庭支援課	151
養育費の確保及び面会交流の推進	ひとり親家庭子ども養育支援事業	子どもの健全な成長を支えるとともに、ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費・面会交流の取決めの促進と実施の支援を行う。 ・養育費110番事業 弁護士等による電話による法律相談を行う。 ・子どもの養育啓発事業 養育費・面会交流に係る離婚前後の父母を対象にした講習会を実施する。 ・養育費に係る公正証書等作成促進事業 ・面会交流支援事業 ・子どもの養育相談関係職員研修支援事業 養育費、面会交流等の相談に対応する職員の資質向上のための研修の実施 ・離婚協議の前後から父母が子どもの福祉を念頭に置いた離婚後生活の取組を行うよう啓発する。	・弁護士による法律相談を6件実施。 ・養育費の取り決めに係る基本的な内容を習得することを目的とした研修を県・市町村職員に向けて実施。	1,412	家庭支援課	152
経済的支援の充実	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給に要する経費（福祉事務所未設置町（三朝町、大山町）のみ県で支給。市及び福祉事務所設置町村は市町村で支給。） ※児童扶養手当：父母の離婚などにより父親（又は母親）と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭（父子家庭）の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される児童のための手当	母子（父子）家庭の自立を助け児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給している。（R5.9月時点で136件）	79,902	家庭支援課	153
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金、就学支度資金）	ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。	ひとり親家庭の自立を図るため、子の修学資金等の貸付を行っている。（R5新規4件、継続4件）	26,968	家庭支援課	154
	特別医療費助成制度（ひとり親家庭）	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担部分の一部を助成する。（対象者：ひとり親及びその18歳の年度末にある子）	医療費の自己負担額に対して市町村が助成した場合、その費用の半分を市町村へ補助している。	74,550	家庭支援課	155
	県営住宅の優先入居制度	県営住宅の入居者の募集において、子育て世帯、母子・父子世帯、妊婦がいる世帯等は優先入居制度の対象としており、一般の入居希望者よりも優先して選考する。	令和5年度も引き続き実施している。	—	住宅政策課	156

（エ）社会的養育の充実

【取組の方向性】

児童福祉法の理念等が示す内容を踏まえ、子どもの権利保障と子どもの最善の利益を実現するため、県や関係者・関係機関が取り組むべき方向性について定める鳥取県社会的養育推進計画に基づき、社会的養育に関する施策の充実に向けた取組を推進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
子どもの権利擁護に関する取組	【再掲】（拡）子どもの権利救済を図る県版アドボカシー推進事業	・社会的養護を受けている子どもの権利救済制度を整え、一時保護所に派遣する意見表明支援員（アドボカット）の養成講座及びスキルアップ研修を開催して、県のアドボカットの養成、スキルアップを図る。 ・児童養護施設の入所児童や退所児童が子どもの権利や意見表明の仕方等、子どもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を県児童養護施設協議会に補助する。	・月2回児童相談所に月2回アドボカットを派遣している。また、スキルアップのための連絡会を開催している他、研修も実施予定。 ・児童養護施設入所児童や退所児童のこども当事者団体による公聴会が7月に開催された。また、9月には、合宿を通して、子どもたち自身が権利を学び、次年度に行う公聴会での意見表明に向けて勉強会を行った。	12,591	家庭支援課	157 (50)
	【再掲】児童相談所体制整備事業（児童虐待防止広報啓発強化事業、地域で子どもを守る推進事業）	児童虐待防止普及啓発キャンペーン等の企画・実施を外部機関に委託し、効果的な広報啓発を実施する。また、将来世代応援知事同盟に基づき、地域における児童虐待防止に向けた機運の醸成を図るため、子ども見守りサポーター及びヤングサポーターの養成並びに虐待防止全力宣言企業の認定を行う。	児童虐待防止啓発のために啓発物品を配布、講演会を開催する予定。	3,134	家庭支援課	160 (8)
在宅支援、代替養育に関する支援の充実	児童家庭支援センター運営事業	地域の児童や家庭からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対して心理療法・カウンセリング等を行う「児童家庭支援センター」の運営経費を補助する。	児童家庭支援センターの運営に必要な経営費を補助する予定	70,261	家庭支援課	161
	里親養育包括支援事業	保護児童を家庭的な環境で養育する里親の役割が重要となってきた中で、里親の養育技術の向上等の支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。 ・里親養育包括支援事業、鳥取県里親会補助金、家庭生活体験事業、里子の養育環境充実事業	鳥取こども学園に委託し、里親への訪問支援や研修会の実施、啓発やリクルート活動、里親委託充実のための検討会等を実施している。	13,782	家庭支援課	162
自立支援	退所児童等アフターケア事業	自立生活を送る上で様々な困難を抱える児童養護施設等退所（予定）児童・者の社会的自立の促進を図るため、就職や住居、交友関係等に関する相談・支援を行うとともに、相互に意見交換や情報交換等を行う自助グループ活動への支援等を実施する。	児童養護施設等の退所者及び退所予定者に対し、生活相談支援や就労相談支援を行っている。	17,580	家庭支援課	163

児童養護施設等 体制強化補助事 業（自立援助 ホーム体制機能 強化事業）	義務教育終了後、就労しながら自立を図る児童・者が利用する自立援助ホームが、就労支援・生活指導等の入居者の個別対応にあたる職員を国の配置基準を超えて雇用する際に要する経費を助成し、自立援助ホームの相談・支援体制の拡充を図る。	県内の自立援助ホーム4か所に対し、国の配置基準を超えて指導員を配置する際の人件費を補助した。	12,000	家庭支援課	164
児童養護施設等 入所者支援事業 （児童養護施設 等入所児童自立 支援事業）	児童養護施設等に入所している児童等の自立支援のため、普通自動車運転免許取得に要する経費の一部を助成する。 【補助上限額】一人当たり300,000円	5名の児童に対し、普通自動車運転免許の取得に要する経費の補助を行った。	5,400	家庭支援課	165
児童養護施設等 入所者支援事業 （児童養護施設 退所者等自立支 援資金貸付事 業）	・児童養護施設等を退所し就業した者、又は大学等へ進学した者に対して、住居や生活費などの安定した生活基盤の確保を目的として、家賃相当額や生活費の貸付を行うための経費を助成する。 ・児童養護施設に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用の貸付を行うための経費を助成する。	貸付事業を実施している鳥取県社会福祉協議会に対し、貸付額と事務費の合計額の1/10にあたる費用を補助した。	714	家庭支援課	166
喜多原学園管理 運営費（喜多原 学園中卒児童支 援事業）	児童自立支援施設喜多原学園に入所する中卒児に対し、きめ細かな学習支援・就労支援を行うことにより、児童の社会的自立を促進する。	中卒児児童1名に対して平日の午前中（45分授業×4コマ）教科指導を委託し、高卒認定試験に向けての学習支援を実施。	1,944	喜多原学園	167
社会的養護等自 立支援事業	大学等に就学中であって、20歳に達した日から原則22歳の年度末までの間にある者に対し、自立援助ホームにおける生活を継続して支援する。 また、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施する。	自立援助ホームの入居者や里親に委託されている児童等、合計5名の対象者に対し、居住費や生活費の支援を行った。	12,725	家庭支援課	168
【再掲】児童措 置費	・児童養護施設等に入所している児童のうち、学習塾に通っている中学生について、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会等の実費を支弁。 ・児童養護施設等に入所している児童のうち、学業に遅れのある小学生及び高校等受験を目指す中学生に対し、副教材の準備及び講師による指導等による学習指導を施設が行った場合、施設に対して事務費を加算。 ・児童養護施設等に入所している児童のうち、学習塾等を利用した高校生等についてはその費用を、通塾が困難な高校生等については個別学習支援にかかる月謝等を支弁。 ・職業補導費：児童養護施設等に入所している児童が公共職業訓練施設等に通う際の費用を支弁。 ・就職支度費・大学進学等自立生活支援費：児童養護施設等に入所している児童が就職又は進学するため措置解除になる場合、就職又は進学に際し必要な被服類等の購入費用を支弁。	児童福祉法の規定により施設に入所している児童・母子の措置委託に要する経費等を負担している。	1,932,943	家庭支援課	169 (127)

(オ) ヤングケアラー、若者ケアラーに関する支援
【取組の方向性】
ヤングケアラー、若者ケアラーを孤立させない取組を推進するため、ヤングケアラー等が気軽に相談できる体制や当事者同士が悩みや経験を共有し合うことができる居場所づくりを進めるなど、支援体制を強化するとともに、当事者を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう支援者の研修等の充実を図ります。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
支援の充実・孤立防止／支援者のスキルアップ／理解促進・啓発	(拡)ヤングケアラー支援強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、相談窓口（LINE相談、電話相談）の設置及びオンラインサロンを開催。 ・子ども自身や周囲の大人がヤングケアラーに気づき、当事者を必要な支援につなげることができるようにするため、多様な広告媒体（リーフレット、メディア広告等）により相談窓口や支援機関等を周知。 ・広く県民にヤングケアラーについて周知し併せて支援者のスキルアップを図るため、フォーラムを兼ねた研修会を開催するとともに、ヤングケアラーの支援団体への研修費用の補助等を行う。 ・ヤングケアラー同士が悩みや経験をより気軽に共有しやすくなるため、SNS上に集いの場（ヤングケアラーがチャットを通じて意見交換をしたり悩みを共有したりする場）を設置するとともに管理者を配置して参加者に助言や情報提供を行う事業者に対して、運営費の補助を行う。 ・ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、子どもに対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を過年度から継続して設置し7月末時点で合計32件の相談を受けている。また、オンラインサロンについては7月・8月に開催し、以降も毎月1回の開催を予定している。 ・ヤングケアラー広報媒体については県内学校及び関係団体に送付し普及啓発を進めている。現在令和5年度版の作成中。 ・ヤングケアラー研修に対する補助金についても公民館での講演会など7団体からの交付申請を受けている。 ・SNS集いの場及び出前授業については現在実施に向けて詳細検討中。 	18,078	孤独・孤立対策課	170

(カ) ニートへの支援 【取組の方向性】 就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人一人の状況に応じた就労支援を行います。また、情報提供や相談機関のPRのほか、相談しやすい環境づくりに取り組みます。						
取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
適性にあった進路に向けた支援	【再掲】若者サポートステーション運営事業	就職困難な若者や就労意欲の向上が必要な若者への相談・支援を行う「若者サポートステーション」を東部・西部に設置し、心理カウンセリング、グループワーク等の実施による職業意識啓発支援、職場見学・体験実施による職業イメージの取得支援を行う。	・相談件数：1,875件（鳥取1,235件、米子640件） (R5.8月末現在) ・就職決定者数：45名（鳥取34名、米子11名） ・倉吉市に週2回、境港市で月2回、智頭町、岩美町、大山町で月1回出張相談を実施	22,566	県立鳥取ハローワーク	171 (113)
	【再掲】鳥取県立（鳥取・倉吉・米子・境港）ハローワーク管理運営事業	県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により、「若者」「女性」「中高年者」の活躍推進、「IJUターン就職」「企業サポート」など地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを行う。	・「鳥取県立ハローワーク」を鳥取、倉吉、米子、境港、東京、大阪に設置 ・担当者制による一貫サポート、若者の就職意欲、就職率アップや職場定着を目指したセミナー開催、企業説明会によるマッチング機会の提供、出張相談会など実施 ・採用決定者数（全体）：928人、相談件数（全体）：18,990件 (R5.4～8月末現在)	72,798	県立鳥取ハローワーク	172 (96) (112) (145)
	【再掲】（新）県立ハローワーク「キャリアデザインLab（ラボ）」設置事業	県立ハローワーク内に、新たな機能として「キャリアデザインLab（ラボ）」を設置し、積極的に求職活動を行っている者への就労支援に加え、様々な理由から求職活動に至っていない者（求職活動未達の潜在労働者）にも支援を拡充する。	・R5.7.18に県立ハローワーク（鳥取、倉吉、米子の3か所）に開設 ・求職活動未達の潜在労働者に対し、実務経験豊富なキャリアコンサルタントが働きかけや掘り起こしを実施 ・現在、潜在労働力の参加が見込まれる育児相談会などに出向き、アウトリーチ型による働きかけや広報活動を集中的に実施	10,142	県立鳥取ハローワーク	173 (97)
	（新）支え愛就労推進事業	県立ハローワークや各支援機関等とのネットワークを活用して、就労困難者（障がい者、中間的就労体験者）の就労の受け皿づくり、就労困難者の働く場として「支え愛就労（ソーシャルファーム）」の理解・普及を図っていく。（福祉施策と雇用施策の連携）	・支え愛就労環境整備補助金を創設済。 ・関係機関への事業説明を実施済。 ・今後セミナーを開催予定。	3,860	雇用・働き方政策課	174
	【再掲】就職氷河期世代活躍支援事業（求職者と受入企業とのマッチング創出）	就職氷河期世代の活躍の場を広げ、各界一体となった支援を行うため、「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」と連携し、就職氷河期世代の県内での就労促進に向けた支援に取り組む。	・求職者・企業向けセミナーの開催（時期未定） ・オンライン企業見学ツアーの開催（時期未定） ・求職者の正規雇用就職に向けた企業に対する補助金の支給 ・県外求職者に対する就職活動経費の助成 ・関係機関連携した就職氷河期世代支援に取り組む市町村に対する補助金の支給	12,012	雇用・働き方政策課	175 (98) (115)
相談・支援機関の周知						

(キ) ひきこもりに関する支援 【取組の方向性】 各種調査結果や関係機関との情報交換等から実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、本人が相談機関に来ることが難しいケースが多いことが見込まれるため、保護者に対する情報提供や相談機関のPRのほか、相談しやすい環境づくりに取り組みます。						
取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
適性にあった進路に向けた支援	市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	低所得者、介護、ひきこもり対策など従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制（表面的な相談内容にとどまらず、家庭の抱える課題を把握し、多機関による重層的な解決方法を検討する仕組み）を整備する。 ○市町村バックアップ事業 ・包括的支援体制整備推進員を配置し、市町村の体制整備や地域づくり等の取組を支援する。 ○世帯訪問調査支援（町村補助等） ・課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問等調査の実施に係る経費を支援する。 ○包括的支援体制の実践サポート事業 ・包括的支援体制の構築・運用を始める市町村に、専門家等による推進チームを派遣し、助言支援等を実施する。 ○包括的支援体制のための基盤整備支援 ・県全体の推進を図るため、住民に対するセミナーや支援担当者等への研修会を開催する。	・世帯訪問調査を支援するため、補助金の交付対象を拡充し、市町村の行うアウトリーチを支援。 ・包括支援体制整備推進員、市町村包括的支援体制整備に係る推進チームを継続して配置。 ・オンライン配信、現地講演による全3回の人材研修会を8月より実施中。	8,226	孤独・孤立対策課	176
	精神保健福祉センター運営費	県民の心の健康づくりと精神障がい予防、精神障がいの社会復帰及び自立と社会活動への参加促進を図る。 ・教育研修（精神保健福祉に関する研修、地域支援研修会、アディクション研修会、アルコールネット研究会等）、精神保健福祉相談、こころの健康に関する普及啓発 ほか	精神保健福祉相談としてひきこもりに関する相談、精神保健福祉に関する教育研修、普及啓発、ひきこもり職場体験事業等連絡会開催。	6,101 (事業の一部が該当)	精神保健福祉センター	177
	【再掲】若者サポートステーション運営事業	就職困難な若者や就労意欲の向上が必要な若者への相談・支援を行う「若者サポートステーション」を東部・西部に設置し、心理カウンセリング、グループワーク等の実施による職業意識啓発支援、職場見学・体験実施による職業イメージの取得支援を行う。	・相談件数：1,875件（鳥取1,235件、米子640件） (R5.8月末現在) ・就職決定者数：45名（鳥取34名、米子11名） ・倉吉市に週2回、境港市で月2回、智頭町、岩美町、大山町で月1回出張相談を実施	22,566	県立鳥取ハローワーク	178 (113) (171)
	(拡) ひきこもり対策推進事業	ひきこもりに対する正しい理解を深めるとともに、市町村やとっとりひきこもり生活支援センター等関係機関との連携強化による相談体制及び職業体験事業所を充実し、ひきこもり状態にある方の自立を促進する。 ・とっとりひきこもり生活支援センターの運営 ・職場体験事業所設置事業補助金	とっとりひきこもり生活支援センターによる支援を実施するとともに、センターの相談支援体制及び就労支援体制の強化により更なる支援拡充を図っている。	53,512	孤独・孤立対策課	179
相談・支援機関の周知						
(ク) 不登校に関する支援 【取組の方向性】 不登校に関する調査や分析を行い、不登校の未然防止や学校復帰、社会自立に向けた取組を、教育委員会や学校以外の専門機関とも連携しながら総合的に実施します。また、不登校の児童生徒の居場所づくりに取り組みます。						
取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
不登校の早期発見、早期対応、未然防止の取組	子どもの心の診療ネットワーク整備事業	発達障がい、不登校等子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療、保健、福祉、教育等のネットワークの充実、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を行う。	拠点病院を中心とし、関係機関のネットワーク構築のためのネットワーク会議の開催や、地域における発達障がいの診療連携体制を整備するための検討を実施している。	10,895	子ども発達支援課	180
	未来につなぐ高校生活支援事業（いじめ問題支援事業）	学校でのいじめや不登校が全国的に問題になっており、初期段階でその兆候を見つける「未然防止」及び「早期発見・早期対応」が求められている。そのために、心理検査（hyper-QU）の実施により、学校内での人間関係を客観的に把握し、生徒一人ひとりへの適切な対応を図る。	・心理検査（hyper-QU）を実施する。 全日制課程 1年生 年2回 2年生 年1回 定時制課程 1、2、3年生 年2回 ・心理検査実施後、各校で校内研修等を実施し検査結果を共有し、生徒への適切な対応を図る。	6,737	高等学校課	181

不登校の状態にある児童生徒に対する支援	(拡)不登校対策事業	・県内において私立学校等の民間事業者が鳥取県教育委員会策定「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する場合にその経費の一部を助成する。令和5年度においては、学びの場として十分な相談・支援体制がとれるよう補助上限額を拡大するなど、支援を拡充する。 ・また、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用(授業料、交通費、体験活動等に要する実費)に対して支援を行う。	○フリースクール連携推進事業補助金 ・ガイドラインに沿ってフリースクールを設置運営する民間事業者4施設に対して、運営費等の助成を行っている。 ○不登校児童生徒支援事業費補助金 ・通所費及び交通費・実習費等に対して助成する各市町村(組合)に対して、助成を行っている。 ・実施数:3市6町1組合(鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、米子市日吉津村中学校組合)	21,319	総合教育推進課	182
	教育相談事業	・幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。 ・加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	電話・来所相談だけでなく、訪問型支援や学習支援を取り入れたことで、これまで対応が難しかったケースへのアプローチができるようになった。	9,102	いじめ・不登校総合対策センター	183
	【再掲】不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	高等学校等における不登校(傾向)生徒や、概ね20歳までのひきこもりが心配される青少年を、学校復帰や社会参加に向けて支援する。また、高校生の不登校や中途退学の未然防止の観点から、学校生活になじみにくい生徒等への早期対応を図る。 (1)高校生を対象とした教育支援センター「ハートフルスペース」を運営し、不登校やひきこもりが心配される生徒等を支援する。 (2)学校生活になじみにくい生徒等への不登校や中途退学の未然防止の取組を充実させる	【再掲】相談者の相談ニーズに合わせ相談形態(来所、アウトリーチ、電話など)を調整し、継続した支援につながった。	22,277	いじめ・不登校総合対策センター	184 (126)
	不登校児童生徒支援事業	市町村教育委員会と協働しながら学校の校内組織体制づくりと児童生徒理解に基づく支援を充実させる取組を行う。また、小学校へ「学校生活適応支援員」を配置し、不登校の未然防止や早期発見、早期対応に取り組む。加えて、通常の学級での学習や集団での生活が困難となった不登校(傾向)生徒の居場所として中学校へ「校内サポート教室」をつくり、専属の支援員を配置し、不登校(傾向)生徒個々の状況に応じた支援を行い、社会的自立を目指す。 さらに、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。	課題に取り組む学校に対して市町村アドバイザー研修を実施し、児童生徒理解に係る教職員のスキルアップを図った。	16,288	いじめ・不登校総合対策センター	185
	不登校生徒等への自宅学習支援事業	高校生年代のひきこもり(傾向)の状態にある青少年及び主に自宅で過ごし、学びの機会を失っている不登校児童生徒に対して、県内3か所の教育支援センター(ハートフルスペース)に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習教材を使用して、学習の進め方のアドバイスや、本人及び保護者の心的なサポート等を行う。	利用者の一人一人の教育的ニーズに合わせ、学びの機会の保障を行った。	9,601	いじめ・不登校総合対策センター	186
	【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援(市町村事業への補助)し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るとともに、県においてスクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修を行う。また、スーパーバイザーによる支援を行う。 (スクールソーシャルワーカーの主な業務内容) ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	【再掲】ソーシャルワークの専門性と実践力を高めるための研修会やスーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズを行った。	80,489	いじめ・不登校総合対策センター	187 (124)
	【再掲】スクールカウンセラーの配置	不登校や問題行動等の改善を図るため、中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。中学校に配置したスクールカウンセラーは校区小学校の相談にも対応する。	【再掲】全ての学校において、支援を必要とする児童生徒の心理的援助を行った。	128,578	いじめ・不登校総合対策センター	188 (125)
	高等学校スクールソーシャルワーカー配置	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 ・5名(会計年度任用職員) ・配置校:東部・西部に各2名(鳥取緑風高校、米子白鳳高校等、私立学校への支援も行う)、中部1名(倉吉東高校)	・計画どおり人員を配置 ・専門的な知識を用いて、教職員等と連携を取りながら、生徒の支援体制を構築し、深刻化する問題行動等に迅速かつ効果的に対処している。	23,868	教育人材開発課	189

	高等学校スクールカウンセラー配置	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・12名(全日制8校、定時制4校)	・計画どおり人員を配置 ・専門的な見地から、多様化する生徒の悩みや問題等に対するカウンセリング、教職員への助言・援助等及び保護者へのカウンセリングの充実を図っている。	17,336	教育人材開発課	190
相談・支援機関の周知	【再掲】不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	高等学校等における不登校（傾向）生徒や、概ね20歳までのひきこもりが心配される青少年を、学校復帰や社会参加に向けて支援する。また、高校生の不登校や中途退学の未然防止の観点から、学校生活になじみにくい生徒等への早期対応を図る。 (1)高校生等を対象とした教育支援センター「ハートフルスペース」を運営し、不登校やひきこもりが心配される生徒等を支援する。 (2)学校生活になじみにくい生徒等への不登校や中途退学の未然防止の取組を充実させる	相談者のニーズに合わせ相談形態（来所、アウトリーチ、電話など）を調整し、継続した支援につながった。	22,277	いじめ・不登校総合対策センター	191 (126) (184)

(ケ) 高校中退者への支援
【取組の方向性】
各種調査等の実施や高等学校等との連携により実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、新たな進路に進む際に支援が必要になった場合、どこに行けばよいか等の情報が本人や家族に届く広報を推進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
適性にあった進路に向けた支援	【再掲】教育相談事業	・幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。 ・加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	電話・来所相談だけでなく、訪問型支援や学習支援を取り入れたことで、これまで対応が難しかったケースへのアプローチができるようになった。	9,102	いじめ・不登校総合対策センター	192 (183)
	【再掲】不登校生徒等への自宅学習支援事業	児童生徒理解に精通し、義務教育段階の学習を指導できる者を自宅学習支援員として、県教育支援センター（ハートフルスペース）に配置し、インターネットを介して、一人一人の習熟度に合わせて国語、数学、英語、社会、理科の学習プログラムを提供する学習教材ソフトを使用して、不登校生徒等の学習を遠隔で支援する。自宅学習支援員は、生徒等の学習状況を学習教材ソフト等で一括管理し、学習を進める上でつまずきが生じた際等に支援するとともに、保護者及び在籍校の教員と連携を図りながら、今後の支援の方向性について話し合うとともに、保護者への支援・助言を行う。（利用者枠：30名程度）	利用者の一人一人の教育的ニーズに合わせ、学びの機会の保障を行った。	9,601	いじめ・不登校総合対策センター	193
	【再掲】若者サポートステーション運営事業	就職困難な若者や就労意欲の向上が必要な若者への相談・支援を行う「若者サポートステーション」を東部・西部に設置し、心理カウンセリング、グループワーク等の実施による職業意識啓発支援、職場見学・体験実施による職業イメージの取得支援を行う。	・相談件数：1,875件（鳥取1,235件、米子640件） (R5.8月末現在) ・就職決定者数：45名（鳥取34名、米子11名） ・倉吉市に週2回、境港市で月2回、智頭町、岩美町、大山町で月1回出張相談を実施	22,566	県立鳥取ハローワーク	194
相談・支援機関の周知	【再掲】不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	高等学校等における不登校（傾向）生徒や、概ね20歳までのひきこもりが心配される青少年を、学校復帰や社会参加に向けて支援する。また、高校生の不登校や中途退学の未然防止の観点から、学校生活になじみにくい生徒等への早期対応を図る。 (1)高校生等を対象とした教育支援センター「ハートフルスペース」を運営し、不登校やひきこもりが心配される生徒等を支援する。 (2)学校生活になじみにくい生徒等への不登校や中途退学の未然防止の取組を充実させる	相談者の相談ニーズに合わせ相談形態（来所、アウトリーチ、電話など）を調整し、継続した支援につながった。	22,277	いじめ・不登校総合対策センター	195 (126) (184) (191)
高等学校中退時等進路未定者への情報共有及び自立支援	【再掲】高等学校スクールカウンセラー配置	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・12名(全日制8校、定時制4校)	・計画どおり人員を配置 ・専門的な見地から、多様化する生徒の悩みや問題等に対するカウンセリング、教職員への助言・援助等及び保護者へのカウンセリングの充実を図っている。	17,336	教育人材開発課	196

(コ) いじめの防止に向けた対策の強化
【取組の方向性】
 学校等において、いじめ発覚の初期段階から適切な対応が行われるよう、「鳥取県いじめ対応マニュアル」を活用した研修会等を開催し、対応力の向上を図ります。対応に当たっては、加害・被害という二者関係だけでなく、集団の状況にも留意し、加害者や被害者だけでなく、集団全体へも指導、働きかけを行い、解決に向け取り組みます。また、「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、いじめ・不登校対策に関係する機関・団体の連携を図ります。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
いじめの早期発見・未然防止に係る取組の推進	【再掲】未来につながる高校生活支援事業（いじめ問題支援事業）	学校でのいじめや不登校が全国的に問題になっており、初期段階でその兆候を見つける「未然防止」及び「早期発見・早期対応」が求められている。そのために、心理検査（hyper-QU）の実施により、学校内での人間関係を客観的に把握し、生徒一人ひとりへの適切な対応を図る。	・心理検査（hyper-QU）を実施する。 全日制課程 1年生 年2回 2年生 年1回 定時制課程 1、2、3年生 年2回 ・心理検査実施後、各校で校内研修等を実施し検査結果を共有し、生徒への適切な対応を図る。	6,737	高等学校課	197
	【再掲】子どもたちを守るためのネットパトロール事業	インターネットの誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をNPO法人に委託する。 ・月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、教育委員会に報告 ・監視結果の傾向や対策の分析を行い、事業報告書として提出するほか、事業成果を情報提供 ・SNSサービス提供者等への削除依頼	自死をほのめかず書き込みなどを発見し、関係機関と連携を図り、児童生徒を守るための対応を迅速に行った。	1,091	いじめ・不登校総合対策センター	198 (2)
	【再掲】高等学校スクールソーシャルワーカー配置	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 ・5名(会計年度任用職員) ・配置校: 東部・西部に各2名(鳥取緑風高校、米子白鳳高校等、私立学校への支援も行う)、中部1名(倉吉東高校)	・計画どおり人員を配置 ・専門的な知識を用いて、教職員等と連携を取りながら、生徒の支援体制を構築し、深刻化する問題行動等に迅速かつ効果的に対応している。	23,868	教育人材開発課	199
	【再掲】高等学校スクールカウンセラー配置	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・12名(全日制8校、定時制4校)	・計画どおり人員を配置 ・専門的な見地から、多様化する生徒の悩みや問題等に対するカウンセリング、教職員への助言・援助等及び保護者へのカウンセリングの充実を図っている。	17,336	教育人材開発課	200
関係機関との連携強化	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、相談窓口の充実、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。学校の生徒指導担当者等を対象にした研修等を行うとともに、校長会等で学校における校内研修をを促すなど、教職員研修等の充実を図る。	24時間体制によるいじめ相談受付によって、いじめ相談に対し迅速な対応を行った。	12,717	いじめ・不登校総合対策センター	201
相談・支援体制の充実	【再掲】教育相談事業	・幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。 ・加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	電話・来所相談だけでなく、訪問型支援や学習支援を取り入れたことで、これまで対応が難しかったケースへのアプローチができるようになった。	9,102	いじめ・不登校総合対策センター	202 (183) (192)

(サ) 非行の防止、立ち直りの支援
【取組の方向性】
 非行の入り口となる、深夜徘徊等を防止する取組や、非行からの立ち直りの支援を推進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
非行の防止	【再掲】青少年育成推進事業（少年補導センター補助金）	街頭補導等を行う県内3か所の少年補導センターの活動への助成	少年補導センターを設置する鳥取市、倉吉市、米子市に対し、少年補導センター補助金を交付した。	1,029	家庭支援課	203
	生活安全活動運営費	・少年の立ち直り支援に向けた体制強化を図るため、少年警察補導員を少年支援の専門機関等が主催する研修へ参加させるための経費 ・立ち直りの継続支援に係る、少年の規範意識の向上と社会の一員としての意識の涵養に資することを目的とした体験活動の活動経費 ・少年警察ボランティアの委嘱に基づく活動経費 ・大学生ボランティアの委嘱に基づく活動経費	計画のとおり、適正に対応している。	15,159	警察本部 少年・人身安全対策課	204
	スクールサポーター制度	警察OBが県内すべての小、中、高校を訪問し、学校における少年の問題行動等への対応、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う（10人のスクールサポーターが、鳥取・倉吉・米子の3警察署に配置）。 ・少年の非行防止・立ち直り支援等 ・学校等における児童等の安全点検 ・非行・犯罪被害防止教育の支援 ・地域安全情報の把握と提供	計画のとおり、適正に対応している。	—	警察本部 少年・人身安全対策課	205

【再掲】未来につなぐ高校生活支援事業（高校生マナーアップ推進事業）	高校生の社会の一員としての望ましい在り方・生き方の自覚を高め、高校生の規範意識の向上を図るため、大人が手本となり、県民全体で高校生を見守り育てる運動を展開する。	・高校生等の規範意識を育成し、社会の一員としての自覚を高めるため、「高校生あいさつ交通マナー運動」を、令和5年度より開始(9/21(木)に実施済み)。	50	高等学校課	206
鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	・令和5年4月に第2期鳥取県再犯防止推進計画を策定。 ・保護観察所、少年鑑別所等矯正施設、青少年に関わる団体を含む民間団体等関係機関で構成する鳥取県再犯防止推進会議を開催予定。 ・①刑務所出所予定者のうち、帰住先がない障がい者・高齢者、②障がい・高齢により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人等に対して、福祉サービスや生活環境の調整を行う地域生活定着支援センターを運営。 ・少年院を出院した者やその家族など高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築に向けた検討会の実施。 ・市町村担当者等対象の研修会、市町村等関係者・県との連携会議を開催予定。	30,428	孤独・孤立対策課	207

(シ) 子ども・若者の自死を防ぐ

【取組の方向性】

10～30代までの若者の死因の1位が自死となっている深刻な状況に鑑み、講座や相談窓口の周知により自死予防を促進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
若年層に向けた自死予防対策	みんなで支えあう自死対策推進事業	自死を防ぐための相談体制の整備、人材養成等により、県内の自死に対する支援及び体制の充実を図り、自死の防止及び自死遺族に対する対策を行う。 ・とっとりSNS相談 ・若年層向け自死対策研修会 ・若年層向け自死予防啓発	若年層の相談体制の構築を目的としてLINEを活用した相談事業を実施、啓発チラシを作成した。 学生へのケアや相談支援等を行うため、担当職員を対象に研修会を実施する。	13,195	健康政策課	208
	【再掲】教育相談事業	・幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。 ・加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	電話・来所相談だけでなく、訪問型支援や学習支援を取り入れたことで、これまで対応が難しかったケースへのアプローチができるようになった。	9,102	いじめ・不登校総合対策センター	209 (183) (192) (202)
インターネット上の危険への対策（再掲）	【再掲】子どもたちを守るためのネットパトロール事業	インターネットの誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をNPO法人に委託する。 ・月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、教育委員会に報告 ・監視結果の傾向や対策の分析を行い、事業報告書として提出するほか、事業成果を情報提供 ・SNSサービス提供者等への削除依頼	自死をほのめかす書き込みなどを発見し、関係機関と連携を図り、児童生徒を守るための対応を迅速に行った。	1,091	いじめ・不登校総合対策センター	210 (2) (198)

(ス) 障がいのある子ども・若者への支援

【取組の方向性】

障がいのある子ども・若者のライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の確立（横の連携）を進め、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進し、発達の段階に応じた適切な支援を行います。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
障がいのある子ども・若者への支援	共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業	児童生徒の自主性や主体性、自信を培うことにつながる芸術・文化活動の推進・充実を進め、より一層の社会参加と理解啓発、共生社会の形成を図る。 ・各学校における芸術・文化活動への支援及び啓発活動（外部講師等の支援） ・芸術・文化活動を推進する人材の育成 ・県外特別支援学校とのスポーツ交流 ・ポッチャ交流会の実施	・茶道、和太鼓、神楽等各学校の独自性を生かした芸術・文化活動の体験や交流を行っている。 ・ギターやダンス等の研修を通して指導力の向上を図っている。	2,743	特別支援教育課	211
	NICUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。	退院に向けたケース検討会や退院後の支援方法の確認に訪問看護師等が参加するための経費に対して助成を行った。	776	子ども発達支援課	212

(拡)障がい児者 在宅生活支援事 業	障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。	要医療障がい児者を受け入れる事業所への看護師配置・派遣経費等、在宅生活を支援するための助成を行った。	10,722	子ども発達支援課	213
特別支援学校就 労促進・職場定 着キャリアアッ プ事業	障がいのある生徒の「働きたい」という願いや夢を実現させ、生涯にわたり社会の中で自分らしく豊かに生きるため、特別支援教育の充実及び関係機関と連携した支援体制の構築を図る。 ・県版特別支援学校技能検定実施事業（清掃部門・喫茶サービス部門の技能検定を実施し、生徒に働く意欲及び目標を持たせる） ・就労定着支援員事業（知的障害者等の就労及び定着を図る） ・就労促進セミナー（一般企業への特別支援教育の理解及び障がい者の就労の促進を図る）	・県版特別支援学校技能検定は10/11、12に実施予定 ・就労・定着支援員による職場開拓や卒業後の生徒のフォローアップ等を継続実施中。 ・就労促進セミナーは各圏域ごとに実施予定（東部…7/11実施済、中部…11/21実施予定、西部…YouTubeでの動画公開及び9～10月中に各校で学校見学会を実施）	3,176	特別支援教育課	214
【再掲】切れ目 ない支援体制充 実事業	インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目のない支援体制の充実を図るための研修会を開催する。 就学前から学校卒業後までの切れ目のない支援体制構築を目指して、教育と福祉が連携して各圏域ごとに福祉セミナーを開催する。	・県立特別支援学校に外部専門家を配置したり、市町村における切れ目ない支援体制の充実を図るための研修会を計画をすすめている。 ・発達障がいのある児童生徒への理解のための研修会を開催予定(12/7)	4,001	特別支援教育課	215
県立特別支援学 校早朝子ども教 室	特別支援学校において、地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアとともに、学校受入時刻（9時前）までの早朝時間帯の子どもの居場所となる早朝子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や見守りを行う。	保護者のニーズに応え、受け入れ開始時間前の活動支援や見守りを行い、子どもたちの居場所を確保している。	3,120	特別支援教育課	216
県立特別支援学 校通学支援事業	県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。 また、県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員の外部委託や、市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付するなどにより、通学を支援する。	様々な障がいの程度に応じた通学手段を確保することで、障がいのある児童生徒の学ぶ機会を保障している。	248,852	特別支援教育課	217
特別支援教育専 門性向上事業	医療的ケアを行う学校看護師や医療的ケア児を指導する教員に対し、専門的な研修を実施する。 小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒に一貫した支援を行うため、早期からの指導・支援の充実、より一層の体制整備充実を図る。 特別支援学校教職員の専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、長期研修や環境整備を実施する。	・医療的ケアを行う学校看護師や医療的ケア児を指導する教職員に対し、多職種協働研修や鳥取大学シュミレーションセンターを使用した医療的ケア実技研修を実施した。 ・今後、特別支援教育を中心的に推進していくことが望まれる教職員を対象に、大学へ長期研修派遣をしている。	7,221	特別支援教育課	218
特別支援教育充 実事業	平成30年度からの高校における通級による指導制度の運用開始に伴い、県立高校5校を通級指導教室設置校(以下「設置校」という。)として、特別支援コーディネーターを配置し、特別支援教育の充実に向けて取り組むとともに、設置校以外の県立高校においても障がい等のある生徒の自己理解と高校生の他者理解を深める取組を実施する。	・県立高校5校を通級指導教室設置校として、特別支援コーディネーターを配置している。 ・各校の特別支援教育の充実を図るため、高等学校特別支援教育研修会を実施する。	5,412	高等学校課	219
特別支援教育充 実費	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、一貫した教育をめざした小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の充実を図る。 特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学先・進学先の決定、学期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めている。 ・医療的ケア児及びその保護者に対する支援体制を充実させるため、特別支援学校に勤務する全ての看護師が保険加入するなど体制を整備した。	11,909	特別支援教育課	220
私立幼稚園等運 営費補助金	私立幼稚園等（認定こども園1号認定含む）における特別支援教育の充実を促進し、私立幼稚園教育の振興を図るため特別支援教育の実施に係る教職員人件費、教材費等に対して助成を行う。	国の動きに合わせ、今後、私立幼稚園等へ助成を行う予定。	43,904	子育て王国課	221
小児慢性特定疾 病児童等自立支 援事業	慢性疾病により長期にわたり治療を必要とする児童等の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境に応じた支援を行う。	一般社団法人つなぐプロジェクトに委託し、小児慢性特定疾病児童等自立支援相談窓口を開設した。	5,112	家庭支援課	222

特別支援学校におけるICT教育充実事業	特別支援学校の児童生徒にICT学習（eラーニング）の学習機会を提供し、個別最適化の学びの充実を図るなど、ICTを活用した教育を推進するとともに、同時双方向通信が可能なICT機器やロボットを活用した病気療養児の遠隔教育を進めるなど、ICTを活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる指導・支援を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を効果的に活用する力を育てる。	・特別支援学校児童生徒にeラーニング教材（すららのアカウントを配付し個別最適化の学びの充実を進めている。 ・病気療養児の児童生徒の学習機会の確保のために、OriHimeを5台配備し、小学校、高等学校の児童生徒が活用している。	6,844	特別支援教育課	223
(新)鳥取県特別支援教育推進計画スタートアップ事業	特別支援教育を取り巻く状況の変化や新たな課題に適切に対応するため、全県的、中長期的な視点に立ち、計画的に特別支援教育を推進する。 ・障がいのある子ども個々の教育的ニーズに応じた指導及び切れ目ない支援を行うため、障がいのある子どもの学びの場の教育環境整備と特別支援教育の充実を図る。 ・特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する指導力を高めるため、必要な助言や支援を受けられる体制の構築、オンラインやオンデマンドを含めた研修の充実を図る。	・多職種連携体制及び医療的ケア場面における助言、緊急時等の対応等、学校における医療的ケアについての指導・助言を行うアドバイザー派遣事業を計画し、準備を進めている。 (11/13, 11/14, 12/5実施) ・オンデマンド研修サイトを構築する準備（仕様書作成、動画制作等）を計画的に進めている。 ・病弱教育推進校において県外講師を招聘した研修会及び先進校視察を実施。	5,986	特別支援教育課	224
発達障がい児者及びその保護者支援について	(拡)発達障がい者支援体制整備事業 発達障がい児者及び家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。また、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実等を行うことにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。	ペアレントメンターの充足により、身近な地域で相談できる体制が整い、家族の安心につながっており、また、発達障がい相談員等研修会により人材育成が進み、特性に応じた対応ができる施設が増えている。 『エール』に発達障がい者地域支援マネージャーを配置したことで、市町村の後方支援、発達障がい者支援体制のネットワーク構築を行うことができた。	5,359	子ども発達支援課	225
児童発達支援センター利用料軽減事業	児童発達支援センターを利用している児童の保護者に対し、同一世帯内の第2子や第3子以降の同センターを利用する児童の利用者負担を軽減する。	市町村との協働により、県内7か所のセンターを利用する未就学の障がい児の利用料の軽減を図っている。	717	子ども発達支援課	226
障がい児等地域療育支援事業	在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導や相談を受けられる体制の充実を図る。	訪問や外来により保護者への療育指導や相談に応じることで、育児不安の解消や家庭生活の継続を支援するとともに、保育所等の職員に対して療育に関する指導や助言を行った。	3,007	子ども発達支援課	227
子どもの心の診療ネットワーク整備事業	発達障がい、不登校等子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療、保健、福祉、教育等のネットワークの充実、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を行う。	拠点病院を中心とし、関係機関のネットワーク構築のためのネットワーク会議の開催や、地域における発達障がいの診療連携体制を整備するための検討を実施している。	10,895	子ども発達支援課	228
共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業（運動スポーツ活動推進事業）	特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。	琴の浦高等特別支援学校が鳥大附属特別支援学校とバスケットボール等の交流戦をする予定である。OBも参加する方向で計画を進めている。	200	特別支援教育課	229
手話で学ぶ教育環境整備事業	ろう者とうろう者以外が互いに理解しあう共生社会を目指す、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する教育環境の充実を図る。	聾学校における教育環境整備として手話研修を実施し、教職員の指導力向上を図るとともに、地域における教育環境整備として手話普及支援員による学習支援や手話教材の配布を行っている。今年度新しく手話ダンス教室を制作した。（別事業予算）	5,473	特別支援教育課	230

就学前の発達やことばの遅れが気になる幼児とその保護者への支援	【再掲】切れ目ない支援体制充実事業	インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目ない支援体制の充実を図るための研修会を開催する。就学前から学校卒業後までの切れ目ない支援体制構築を目指して、教育と福祉が連携して各圏域ごとに福祉セミナーを開催する。	県立特別支援学校に外部専門家を配置したり、市町村における切れ目ない支援体制の充実を図るための研修会を計画を進めている。	4,001	特別支援教育課	231 (215)
	【再掲】教育相談事業	・幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。 ・加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	電話・来所相談だけでなく、訪問型支援や学習支援を取り入れたことで、これまで対応が難しかったケースへのアプローチができるようになった。	9,102	いじめ・不登校総合対策センター	232 (183) (192) (202) (209)
きこえない・きこえにくい子ども及びその保護者への支援について	きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目ない支援を行う。	きこえない・きこえにくい子どもの子育て経験のある相談員及び支援員を配置し、保護者の悩みに寄り添いながら、相談支援や情報提供等を実施している。また、令和4年度に実施した、きこえない・きこえにくい子どもの状況調査からみえた課題について、協議会で共有を図るとともに、理解促進を図るためのセミナーを開催した。	21,501	子ども発達支援課	233
医療的ケア児・者及びその保護者への支援について	医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らせるよう支援体制の強化を図るため、医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行う。	県内3箇所の医療的ケア児等支援センター相談窓口において、家族や支援者からの相談に対応するとともに、圏域全体の支援体制の構築に努めている。	39,791	子ども発達支援課	234
	医療的ケア児等に係る人材確保事業	重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。	看護学生に対する医療的ケア児の支援に関する講義や専門学生による障がい福祉サービスマスター見学会を開催し、仕事の魅力等を発信することで、人材確保を図っている。	301	子ども発達支援課	235
	(新) 医療的ケア児等の送迎支援事業	医療機器に加えて荷物も多く移動時に大型の福祉車両を必要とすることが多い医療的ケア児等の医療機関への送迎において、地域に利用できる福祉タクシーが少ないという実情があるため、地域の移動環境を整備し、移動手段の選択肢の拡大を図るとともに、保護者等の経済的負担の軽減を図る。	医療的ケア児の大型福祉タクシー利用及び看護師添付が必要となる場合の費用補助、タクシー会社が車両を購入、修繕する際の経費補助により、市町村、タクシー会社と協力した福祉タクシーを利用しやすくする仕組みづくりを進めている。	18,466	子ども発達支援課	236
	重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金(医療型ショートステイ総合支援事業)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。	医療機関等に対し、医療型ショートステイを提供した際の診療報酬と医療型短期入所サービスの報酬との差額や看護職員の人員費相当額やヘルパーの付添費等を補助している。	22,708	子ども発達支援課	237

(七) 性的マイノリティの子ども・若者への支援
【取組の方向性】
性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれており、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。また、専用の相談窓口を設置し、生きづらさの解消を図ります。併せて、市町村が設置するコミュニティスペースの運営支援を行います。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
教育・啓発の推進	人権啓発教育事業	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。	人権情報誌による広報、ガイナレ鳥取との連携啓発等を通して、啓発活動を実施予定。	17,446	人権・同和対策課	238
	人権教育振興事業(人権学習講師派遣事業)	各人権問題(性的マイノリティ、障がい者)における当事者の方や関係者の方の話を聞き、人権尊重の社会づくりに向けた学習会を実施する。	多様な性のあり方について学ぶ学習会(募集定数10校)に20校の応募があり、13校に講師を派遣(予定を含む)している。(県立学校人権教育推進支援事業を含めると23校の講演を支援)	1,056	人権教育課	239

	人権尊重のまちづくり推進支援事業	地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援（助言）を行う。	市町村やPTA等の要請による研修を実施している（9月末現在3団体）。また、住民等に向けた多様な性に関する学習プログラムを作成する予定。	1,196	人権教育課	240
相談支援体制の充実	多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることが出来る社会づくりを進めるため、電話相談事業、啓発事業、人材育成事業、居場所づくり支援事業を行う。	専門電話相談窓口の開設、相談対応に携わる人材の育成を目的として研修を実施し、相談支援の充実を図る。	2,739	人権・同和対策課	241

(ソ) 地域で暮らす外国人の子ども・若者とその家族への支援
【取組の方向性】
地域で暮らす外国人の子どもたちが学校・地域間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行う等、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、県内で働き、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備を進めます。多文化共生に関する意識啓発や国際理解と基礎的体制づくりを推進します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
日本語学習支援	鳥取県国際交流財団助成事業	【コミュニケーション支援事業】言葉の支援が必要な外国出身の子どもに対する通訳ボランティアの派遣、その支援者の確保及びスキルアップ、支援者間のネットワークづくりのための研修の開催、日本語クラスにおける日本語の指導、日本人との交流会等を国際交流財団で実施する。	・県内3箇所（東・中・西部）において、日本語クラスを開催した。 ・医療・コミュニティ通訳ボランティアの派遣等を行った。	5,330	交流推進課	242
	外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。	・鳥取市、北栄町、琴浦町の3市町で日本語指導支援員を配置し、日本語指導や学習指導、保護者支援等を行った。境港市においても今後支援を行う予定である。 ・各市町村教育委員会の担当者、日本語支援等を行っている担当教員等との連絡協議会を開催し、帰国・外国人児童生徒等の受け入れや学習支援について情報交換や協議を行った。	13,403	小中学校課	243
情報提供・相談対応	多文化共生推進事業	外国人の方に寄り添った多文化共生の取組を推進し、在住外国人が安心、安全に生活できる環境整備を行う。 ・外国人総合相談窓口運営事業 ・鳥取県多文化共生サポーター運営事業 ・災害時の外国人支援事業 ほか	・外国人相談窓口の運営並びに多文化共生サポーターの設置を行い、在住外国人が抱える課題に対応した。 ・災害時の外国人支援事業として、行政関係者等を対象とした研修を実施予定。	31,760	交流推進課	244

(2) 支援の質の向上
(ア) 相談機関の活用
【取組の方向性】
子ども・若者が困難な状況にあるときに、本人や家族が適切な相談を受けられるよう、相談機関のPRを進めます。また、困難な状況にある本人や家族にとって学校など身近なところで相談ができる体制を整備します。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
相談・支援機関の周知・利用促進	いじめ防止対策推進事業（いじめ相談窓口の充実）	相談窓口紹介クリアファイルを作成し、県内全小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校児童生徒に配布する。	相談窓口紹介クリアファイルを作成し、県内全児童生徒に配布した。缶バッジデザインコンクールを実施し、いじめ問題への主体的な取組を促した。	11,085	いじめ・不登校総合対策センター	245
	青少年育成推進事業（とっとり若者自立応援プラン推進事業）	相談窓口紹介リーフレットの作成ほか	県内在住の漫画家のイラストを入れたチラシを作成し、裏面に相談窓口一覧を掲載した。県内の全ての小学生、中学生、高校生に配布したほか、大学や各相談支援機関、県立ハローワーク等に配架し周知を図った。	219	家庭支援課	246
相談体制の整備	【再掲】教育相談事業	・幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。 ・加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	電話・来所相談だけでなく、訪問型支援や学習支援を取り入れたことで、これまで対応が難しかったケースへのアプローチができるようになった。	9,102	いじめ・不登校総合対策センター	247 (183) (192) (202) (209) (232)

【再掲】市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	低所得者、介護、ひきこもり対策など従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制（表面的な相談内容にとどまらず、家庭の抱える課題を把握し、多機関による重層的な解決方法を検討する仕組み）を整備する。 ○市町村バックアップ事業 ・包括的支援体制整備推進員を配置し、市町村の体制整備や地域づくり等の取組を支援する。 ○世帯訪問調査支援（町村補助等） ・課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問等調査の実施に係る経費を支援する。 ○包括的支援体制の実践サポート事業 ・包括的支援体制の構築・運用を始める市町村に、専門家等による推進チームを派遣し、助言支援等を実施する。 ○包括的支援体制のための基盤整備支援 ・県全体の推進を図るため、住民に対するセミナーや支援担当者等への研修会を開催する。	・世帯訪問調査を支援するため、補助金の交付対象を拡充し、市町村の行うアウトリーチを支援。 ・包括支援体制整備推進員、市町村包括的支援体制整備に係る推進チームを継続して配置。 ・オンライン配信、現地講演による全3回の人材研修会を8月より実施中。	8,226	孤独・孤立対策課	248 (176)
【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援（市町村事業への補助）し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るとともに、県においてスクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修を行う。また、スーパーバイザーによる支援を行う。 （スクールソーシャルワーカーの主な業務内容） ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	ソーシャルワークの専門性と実践力を高めるための研修会やスーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズを行った。	80,489	いじめ・不登校総合対策センター	249 (124) (187)
【再掲】スクールカウンセラーの配置	不登校や問題行動等の改善を図るため、中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。中学校に配置したスクールカウンセラーは校区小学校の相談にも対応する。	全ての公立学校において、支援を必要とする児童生徒の心理的援助を行った。	128,578	いじめ・不登校総合対策センター	250 (125) (188)

（イ）困難な状況の背景を理解した支援の実施
【取組の方向性】
相談や支援を行う機関においては、研修を充実し、その背景に応じてより適切な支援を行う等支援体制の強化を図ります。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
研修内容の充実	【再掲】教育相談事業	・幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。 ・加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	電話・来所相談だけでなく、訪問型支援や学習支援を取り入れたことで、これまで対応が難しかったケースへのアプローチができるようになった。	9,102	いじめ・不登校総合対策センター	251 (183) (192) (202) (209) (232) (247)
	【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援（市町村事業への補助）し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るとともに、県においてスクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修を行う。また、スーパーバイザーによる支援を行う。 （スクールソーシャルワーカーの主な業務内容） ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	ソーシャルワークの専門性と実践力を高めるための研修会やスーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズを行った。	80,489	いじめ・不登校総合対策センター	252 (124) (187) (249)

(ウ) 関係機関の連携

【取組の方向性】

本県はコンパクトな県であることにより、困難な状況にある子ども・若者や保護者の支援や相談を行う機関が相互に協力して支援に当たっていますが、最前線で支援に当たる職員が、より円滑に支援できる環境を整備できるよう、関係機関が情報共有する機会を設ける等、支援機関の連携による重層的支援ネットワークづくりを進めます。

取組施策	事業名	令和5年度の実施計画	実施状況	R5予算額 (6月補正後)	担当課	番号
本人、家族・援助者、関係団体、民間支援団体等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進	【再掲】市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	低所得者、介護、ひきこもり対策など従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制（表面的な相談内容にとどまらず、家庭の抱える課題を把握し、多機関による重層的な解決方法を検討する仕組み）を整備する。 ○市町村バックアップ事業 ・包括的支援体制整備推進員を配置し、市町村の体制整備や地域づくり等の取組を支援する。 ○世帯訪問調査支援（町村補助等） ・課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問等調査の実施に係る経費を支援する。 ○包括的支援体制の実践サポート事業 ・包括的支援体制の構築・運用を始める市町村に、専門家等による推進チームを派遣し、助言支援等を実施する。 ○包括的支援体制のための基盤整備支援 ・県全体の推進を図るため、住民に対するセミナーや支援担当者等への研修会を開催する。	・世帯訪問調査を支援するため、補助金の交付対象を拡充し、市町村の行うアウトリーチを支援。 ・包括支援体制整備推進員、市町村包括的支援体制整備に係る推進チームを継続して配置。 ・オンライン配信、現地講演による全3回の人材研修会を8月より実施中。	8,226	孤独・孤立対策課	253 (176) (248)
	青少年育成推進事業費（とっとり若者自立応援プランの推進）	◆鳥取県若者自立応援ネットワーク会議の運営 ・困難を抱える子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施できる体制をつくるため、関係機関（公的機関、民間）間の情報交換等を支援する。	本年度はネットワーク構成機関による対面会議を開催し、各機関の抱える課題等について意見交換を実施予定。	—	家庭支援課	254
	【再掲】（新）「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業	孤独・孤立対策について官民一体で取組を推進する「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を中心として、広報・情報発信、啓発、構成機関を含めた民間支援機関の支援、孤独・孤立対策に係る先進事例等の共有等を行い、孤独・孤立対策の推進を図る。	官民連携プラットフォームを開催し、今後の実施方針を検討中。	6,700	孤独・孤立対策課	255 (120)